

平成 25 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 12月定例会付託案件 2
- 1. 所管事務調査 49

平成 25 年 12 月 10 日（火曜日）

文教福祉委員会会議録

平成25年12月10日 火曜日

午前10時00分開議

午後 3時44分開議（実時間247分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第131号・財産の無償譲渡について
1. 議案第140号・八代市介護保険条例の一部改正について
1. 議案第141号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
1. 議案第144号・八代市立保寿寮条例の廃止について
1. 議案第145号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
1. 陳情第3号・国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出方について
1. 陳情第4号・介護保険制度の充実を求める意見書の提出方について
1. 陳情第5号・国民健康保険療養費国庫負担金の減額調整廃止を求める意見書の提出方について
1. 陳情第6号・乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書の提出方について
1. 陳情第7号・介護職員の処遇改善を求める意見書の提出方について
1. 陳情第8号・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出方について
1. 陳情第2号・年金2.5%引き下げの中止を求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査

（八代市公立保育所のあり方について）

（子ども・子育て支援事業計画策定について）

（八代地域療育推進事業について）

○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	西濱和博君
委員	友枝和明君
委員	橋本隆一君
委員	堀徹男君
委員	堀口晃君
委員	村川清則君
委員	百田隆君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	北岡博君
教育部次長	増住眞也君
教育施設課長	有馬健一君
教育施設課主幹兼課長補佐	宮端晋也君
健康福祉部長兼福祉事務所長	上田淑哉君
健康福祉部次長兼福祉事務所次長	堀泰彦君
こども未来課長	松村浩君
長寿支援課長	小林眞二君
国保ねんきん課長	中村伸也君
国保ねんきん課長補佐兼保険税係長	岩瀬隆敏君
はつらつ健康課長	蒲生尚子君

○記録担当書記

小川孝浩君

(午前10時00分 開会)

○委員長(中村和美君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号(関係分)

○委員長(中村和美君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、教育部から、歳出の第9款・教育費について、説明願います。

○教育部長(北岡 博君) 委員長。

○委員長(中村和美君) はい、北岡教育部長。

○教育部長(北岡 博君) はい、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)大変お世話になります。(「お世話になります」と呼ぶ者あり)

議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号でございますが、第9款・教育費の補正予算総額4406万7000円の減額をお願いをいたしております。このうち、教育部関係では、134人分の人件費減額補正及び学校備品購入と幼稚園就園奨励費補助金の増額補正が2件、総額の2677万4000円の減額補正をお願いをしております。さらに、第四中学校体育館改築事業の繰越明許費の設定につきましてもお願いをいたしているところでございます。説明につきましては、増住教育部次長が行いますので、御審議のほどをよろしくお願いをいたします。

○教育部次長(増住眞也君) 委員長。

○委員長(中村和美君) はい、増住教育部次長。

○教育部次長(増住眞也君) 改めましておはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)それでは、座りまして説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) はい、どうぞ。

○教育部次長(増住眞也君) まず、予算書の説明に入ります前に、今回の12月補正における人件費の補正について説明いたします。

本年度は、月例給、期末勤勉手当等の給与改定がありませんでしたので、補正の主な要因といたしましては、人事異動、休職者、市町村職員共済組合負担金の率改定等の影響によるものでございます。

それでは、予算書の4ページをお開きをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費から4406万7000円を減額し、補正後の予算額を50億5282万2000円とするものでございます。減額の内訳でございますが、事業費の補正が220万円の増額、人件費の補正が4626万7000円の減額、差し引き4406万7000円の減額となっております。なお、補正額4406万7000円の減額のうち、教育部の所管分は2674万4000円の減額でございます。

それでは、歳出の内容について説明いたします。23ページをお開きをお願いいたします。

真ん中の表になります。第9款・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費でございます。補正額134万3000円は、対前年度1名増となる職員50人分の人事異動や時間外手当の増加などによる人件費に伴う補正でございます。

次に、目3・教育サポートセンター費、補正額19万7000円の減額は、職員2人分の人件費に伴う補正でございます。

次に、項３・中学校費、目２・教育振興費、補正額１００万円、これは学校備品購入費でございます。去る１０月７日に、ＮＰＯ法人マイトリ理事長、松本善孝様から、第六中学校の楽器購入に充ててほしいと１００万円の寄附をいただいたことから、楽器購入経費を計上するものでございまして、シロフォン——木琴の一種になります。それから、バスドラム、サクソフォンを購入する予定としております。

２４ページをお願いいたします。項５・幼稚園費、目１・幼稚園費、補正額１１０８万２０００円の減額は、職員２１人分の人件費に伴う減額補正と幼稚園就園奨励費補助金の追加補正１２０万円でございます。幼稚園就園奨励費補助金は、家庭の所得状況に応じて、保護者の経済的負担の軽減と公立・私立間の負担額の格差是正を図るための事業でございますが、認定対象となる世帯が当初予定よりも多くなったことから、不足分を補正するものでございます。

次に、項６・学校給食費、目１・学校給食費、補正額２８万円の減額は、職員１０人分の人件費に伴う補正でございます。

２５ページをお願いいたします。項７・社会教育費、目１・社会教育総務費の補正額、７３万３０００円の減額は、対前年度１名減となる職員８人分、それから目２・公民館費の補正額２００万４０００円の減額は、職員２６人分、１つ飛びまして目４・図書館費の補正額６８１万２０００円の減額は、対前年度１名減となる職員９人分、それから、目５・博物館費の補正額１３１万９０００円の減額は、職員８人分のそれぞれ人件費に伴う補正でございます。

最後に、繰越明許費を追加しております。資料前後いたしますけど、５ページをお開きをお願いいたします。上の表第２表、繰越明許費補正の２段目、款９・教育費、項３・中学校費、事業名は第四中学校体育館改築事業、設定金額は１５８８万１０００円でございます。現在、

第四中学校体育館の改築工事を行っておりますが、新たな施設が適法であるかを審査する手続というのがございまして、その中で熊本県建築住宅センターの構造計算適合性判定に時間を要したことから、工事の着工が２カ月おくれまして、本体工事後予定しております屋外附帯工事の年度内完工が困難になったということから、屋外附帯工事の一部について繰越明許を設定するものでございます。

以上が、教育部が所管します教育費の補正内容でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。５ページの繰越明許費の今説明があった分なんですけど、今、構造計算の部分がおくれたっていう部分がございますけど、当初建築をするときには、それぞれのところにおいて設計なり、見積もりなり、ずっとこう出すわけなんですけども、それがなぜおくれた、その辺のところの部分で、ちょっと詳しい説明をもう少ししていただけてよろしゅうございますか。なぜおくれた、構造計算が。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい、教育施設課の有馬です。よろしく申し上げます。

この件につきましては、この四中のですね、体育館と武道場の設計につきましては、２４年度に実施設計を行っております、その設計がですね、２５年の３月にこれ設計ができております。で、これを受けまして、計画通知と申しまして、民間で申しますと、建築確認申請ですけれども、これを建築指導課のほうに申請いた

しまして、その建築基準法並びに関係法令に適合しているかを審査していただくものでございます。

その中でですね、高度の構造計算を要する建物ですけども、鉄骨のスパンが12メートルを超えるような大きい建物につきましては、この指定構造計算適合性判定機関と申しまして、熊本県建築住宅センターにこの構造計算の適合性についてチェックを受ける必要があるということで、そちらに判定機関のほうに送ってチェックをしていただいたというところで、この計画通知につきましては、4月に建築住宅課のほうに申請しておりますけども、それが通常で申しますと、約2カ月ぐらいで確認済証をですね、チェックが終わったということで確認済証が来る場所でしたけども、それが倍の約4カ月かかってしまったというところでございます。

これにつきましては、この実施設計を請け負いました設計事務所のほうでですね、この計画通知を受けていただくようにしておりますけども、建築住宅センターとこの設計事務所とのですね、協議と申しますか、この設計の構造計算についてですね、この建築住宅センターから内容についてのですね、確認等ですね——がありまして、それがかなり時間を要したということで、この確認済証がおりるのが約、予定より2カ月おくれてしまったということで、この確認済証がおりたのが8月の13日でございます。当初6月3日ですね、この四中の建築工事につきましては、工事のですね、契約の承認をいただいたところですけれども、予定としては6月の末にですね、この現場の着工のほうを予定しておりましたけども、この確認済証がおりるのが8月13日ということで、実際現場に着工があったのが8月の20日ということで、約2カ月現場の着工がおくれたというところで、当初の後期がですね、6月3日から26年の2月の28日までということで工期を設定してお

りましたけども、この2月の28日には、もう現状としては竣工することがかなり難しいというところで、現状としては3月末のですね、一応竣工というところを目指して、今現場の工事の請負業者のほうで御努力いただいているところでございます。

以上です。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 設計事務所と建築住宅センターとのやりとりという部分での、これが通常だと2カ月ぐらいで済むのが4カ月ぐらいかかったというのは、何か特別な問題でもあったのかというところ、そこら辺のところをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） これにつきましては、建物のですね、小屋組みといいまして、屋根の部分のですね、鉄骨の構造ですね、そこと土台のその柱と鉄骨の部分の取り合いと申しますか、そこらあたりの構造につきましてですね、そこが耐震上と申しますか、確かに強度があるかというあたりをですね、チェックをしていただくんですけども、その設計事務所の方にもですね、いろいろお話は聞いてるんですけども、以前にも市内の体育館のですね、建築工事等設計もですね、行ってはいただいているんですけども、同じようなですね、構造の計算の方法をですね、とっていただいていたんですけども、建築住宅センターのですね、審査される方とのですね、その意見がですね、なかなかうまく整理ができなかったというところが、時間がかかったというところではあるかなというふうに感じております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい。委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。構造計算という部分が法で決められていて、で算定基準というのちゃんと法律の中で決められて、その構造計算の部分でどうなのかということは、もう決められた部分があるにもかかわらず、それがうまく折り合いがつかなかったのでおくれたというふうな話なんですけども、実際に構造——今回おりたわけなんですけども、おくれた理由についてはそのところが非常にうまくかみ合わなかったというところで、結果的によかったという話でよかったですよね。問題はないということではいいんですよね。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。結果としては、この内容のですね、設計のいろんな補正、修正等が求められまして、それにつきましては修正したものにつきましてですね、一応認定をおろしていただいたというところでございます。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。修正をしたというところについて、何か非常にちょっと疑問があるんですけど、構造計算であり、その算定基準をずっとやってて、で、今建築住宅センターのほうから、ここはこうだ、いかぬということで修正を求められたという、こういうお話ですか。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。おっしゃるとおり、その設計のですね、いろんな協議の中でその設計、もともと最初提出した設計の内容からですね、例えば、柱の大きさをです

ね、少し大きくしたとか、あとは柱から鉄骨につなぐ部分のですね、内容を修正したとか、そういった部分で部分的にそういった修正を行っております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 子供たちが使う、また地域の方々が使う体育館ですので、その設計にミスがあって、また直すということがないような形で進めていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。では、関連でいいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 今、今回の四中の場合は修正されたということで、その以前にも同じような構造計算の方法を用いて建てられた体育館というのはどこですか。その場合の修正があったんでしょうかね。

○教育施設課主幹兼課長補佐（宮端晋也君）

はい、いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、宮端教育施設課課長補佐。

○教育施設課主幹兼課長補佐（宮端晋也君）

教育施設課、宮端と申します。よろしくお願いします。

今おっしゃいましたように、前回ほかの学校で体育館を設計しました内容とほぼ同じように今回も設計をして申請をしましたというところなんですけども、構造計算の方法は基本的に法律で原則的な部分が定められておりますけども、その過程において、どういう考え方で構造計算を解いていくかというモデル化とか、その辺のことは詳細には決められておらず、構造的な建築学界ですとか、そういうところで指針とかが出

されているものを参考に構造計算者が判断して、設定をして計算をしていく。それを審査をする審査員のほうが妥当と認めるかどうかというところで進んでいくわけですが、今回はそれが認められて、今回は構造的な考え方も若干進歩していく部分はあると思います。そういう中もありまして、やりとりの中でもうちょっとこういうふうにしたほうがいいんじゃないかということで、今回は修正を行ったということです。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） 質問に答えておりますか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） いいえ。ええ、じゃあ。

○委員長（中村和美君） どうぞ堀委員。

○委員（堀 徹男君） ということは、向こうの建築住宅センターのほうが厳しかったということで、なかなかおろしてもらえなかったという認識でいいわけですかね。今回、設計された設計事務所のほうには、その構造計算上の問題はなかったということです。

○教育施設課主幹兼課長補佐（宮端晋也君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、宮端教育施設課長補佐。

○教育施設課主幹兼課長補佐（宮端晋也君） 捉え方ですけども、厳しくなったというふうにはちょっと感じております。それがいい悪いはちょっと別にいたしまして、結果的により強い建物になったという点では、先ほど堀口委員さんもおっしゃられましたように、結果的にはよかったのかなというふうには感じております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 結果的には強い建物で、例えば、寿命が長くなったとか、構造的に強くなったという観点ではいいんでしょうけど、結局、何というんですか、工期におくれを生じるというのは、例えば現場でされているその業者さんたちにとってみればですね、私も建築の世界に長く携わっていたので、わかるんですけど、とても、何というんですかね、ストレスを感じながら仕事されるんですよね。

もちろん、現場監督されてる方たちのその御苦勞というのもわかるんですけど、もう少し何というかな、設計の段階でつまづかないような仕組みというのを、例えば、今回のことを踏まえてですね、構造計算に2カ月も許可にかかるってことがあるようであれば、最初から設計段階の要求の段階でですね、今回のようなケースを踏まえて、設計提案というのをされとったらいかがかなと思いました。

○委員長（中村和美君） いいですか、要望ですか。

○委員（堀 徹男君） はい、要望です。

○委員長（中村和美君） じゃ、施設課のほうはよろしく願いをしておきたいと思います。

はい、次、ありませんか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。ただいまの四中のことで関連なんですけれども、これは直接予算のことに関係しませんで申しわけございませんが、八千把校区の皆さん、長年の悲願である四中体育館の建てかえということで非常に歓迎し、待ちわびて喜んでいらっしゃるんですが、今、工期のお話が関連で出ましたけれども、3月末を目途にというふうな御説明だったかと思うんですが、ちょうど3月といえば卒

業式のシーズンになりますものですから、卒業式までの工程としてやはり間に合うか間に合わないかでいうと、どんな状況でしょうか。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。これ、四中の学校側ともいろいろお話はさせていただいているんですけども、現状としては、もう卒業式にはちょっと工事は間に合わないということで、卒業式は既設のですね、体育館のほうで行っていただくように学校側とは協議を行っております。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。学校、保護者のほうへのですね、アナウンス、御説明は十分時間かけてなさっていらっしゃるということも漏れ聞いとりますので、一応確認でございました。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ちょっと確認だけをすの忘れたんで。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○委員（堀口 晃君） 今の、この四中の改築事業についての構造的な部分で修正があったということにおいて、工事費用については、これは変わらないということで認識していいんですかね。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。工事費につきましては、柱の大きさとか変わったところもございますので、その分についてはですね、また金額の契約変更をですね、行いたいと

いうふうには考えとります。今、その中身についてはですね、精査をしておりますので、それについてはまた工期とですね、この金額につきましては、契約の変更を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 大まかにどのくらいぐらいふえるかというのは今わかりますか。わからなければ、いいですけど。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。今、精査をしてるところでございまして、今ちょっと申し上げることができません。

以上です。

○委員（堀口 晃君） わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了いたします。意見がありましたら、お願いします。ありませんか。ありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、以上で第9款・教育費については終了します。ありがとうございました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）小会します。

（午前10時23分 小会）

（午前10時24分 本会）

○委員長（中村和美君） それでは、本会に変えます。

次に、健康福祉部から歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について説明を願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の上田でございます。大変お世話になります。

それでは、議案第120号の一般会計補正予算・第8号中、第3款・民生費につきまして、堀次長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（堀 泰彦君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）お世話になります。健康福祉部の堀でございます。座らせていただき、説明を続けさせていただきます。

議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算書・第8号のうち、健康福祉部が所管いたします第3款・民生費及び第4款・衛生費につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

歳出の部でございますが、款の見出し中、款の3・民生費では、補正額1378万8000円を追加し、補正後の予算額を200億1584万4000円としております。

内訳としまして、項1の社会福祉費に599万6000円を追加し、補正後の予算額を89億1384万2000円としております。

項の2の児童福祉費は、7万4000円を減額し、81億7182万8000円としております。

項の3の生活保護費は、786万6000円を追加し、29億2670万2000円としております。

款の4・衛生費では、補正額225万800

0円を追加し、補正後の予算額を39億4829万8000円としております。内訳としまして、健康福祉部が所管しております項の1の保健衛生費を説明いたしますが、884万円を減額し、補正後の予算額を16億5034万7000円としております。

次に、補正予算書の5ページをごらんいただけますでしょうか。繰越明許費の補正でございますが、1、追加の表でございますが、款の3・民生費、項の2・児童福祉費、子ども・子育て支援システム導入委託事業の582万円を繰越明許費に追加いたしております。内容は、後ほど歳出の説明の中で申し上げます。

次に、補正予算書の15ページをお願いいたします。内容を御説明いたします。

なお、今回の人件費に係る補正の概要につきましては、先ほど教育委員会から説明がありましたので、詳しくは省略させていただきます。

ポイントとしまして、本年度は給料表の改定がなく、期末勤勉手当の改定もなかったため、例年お願いしておりました人事院勧告に準じた補正がございません。今回の12月人件費補正の主な要因としましては、25年度当初予算作成時点で見込んだ人件費と4月の実際の人事異動後の職員給与などとの差額及び退職者、育児休業などと市町村職員共済組合の負担金掛率改定などの影響によるものでございます。

それでは、目ごとに補正内容を御説明いたします。15ページでございますが、款の3・民生費、項の1・社会福祉費、目の1・社会福祉総務費に補正額といたしまして50万8000円を減額して、補正後を53億3383万8000円といたしております。節の欄でございますが、節の2・給料から節の4・共済費までは職員7名分の人事異動による増減額でございます。節の欄、職員手当等255万2000円中、時間外手当が不足いたしますため180万円追加いたしております。

なお、以降の人件費の説明につきましては、該当する職員数の言及のみの説明にとどめさせていただきますので、御了承のほどお願いいたします。

次に、目の２・老人福祉対策費では、人件費１５８万９０００円の減額で、これは職員５名分の人事異動の影響によるものでございます。

目の４・障害福祉対策費では、人件費８４８万３０００円の増額を計上しております。これは、前年度比職員１名増となる職員２３名分の人事異動と１級職員１名分による減の影響によるものでございます。

目の５・国民年金費は、職員５名分の人事異動に伴う影響によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款の３・民生費、項の２・児童福祉費、目の１・児童福祉総務費に補正額といたしまして１１０４万９０００円を追加いたして、補正後３億３９２９万８０００円といたしております。特定財源として、子ども・子育て支援システム導入委託に対して、県支出金５８２万円を予定しております。説明欄をお願いいたします。子ども・子育て支援事業計画策定事業は、平成２７年４月から、子ども・子育て支援新制度開始に伴い、新制度への対応及び国が構築いたします全国統合システムへの接続を行うため、システム導入に要する経費でございまして、節の１３・委託料を補正するものでございます。

なお、導入に関しましては、現在、国から順次システム仕様が通知されてきておりますものの、システム内容の確定が年度末になる見込みなどから、導入が翌年度まで期間を要することになりますので、先ほど申し上げました繰越明許費を設定いたすものでございます。

目の１・児童福祉総務費の人件費５２２万９０００円の増額につきましては、前年度比、職員１名増による職員１８名分の人事異動に伴うものの影響によるものでございます。

次に、目の３・保育所費では人件費１１１２万３０００円の減額を計上しております。これは、公立保育所職員７６名分について、主に１級職員３名分の影響による減でございます。

下の表となります。第３款・民生費、項の３・生活保護費でございます。目の１・生活保護総務費では、人件費７８６万６０００円を追加しております。これは前年度比職員数２名増となる職員２１名分の人事異動に伴うものでございます。

次に、１７ページをごらんください。第４款・衛生費、項の１・保健衛生費、目の１・保健衛生総務費では、８８４万円の減額を計上しております。節の欄でございしますが、節の２・給料から節の４・共済費までは前年度比職員数１名減となる職員３３名分の人事異動及び退職者１名、育児休業２名分の減による影響でございます。人件費としましては、１５６４万８０００円の減額補正でございます。また、節の２８・繰出金としまして、簡易水道事業特別会計繰出金６８０万８０００円を追加いたしております。これは、簡易水道事業特別会計におきまして、コンピューターシステムＯＳのサポート終了に伴い、新システム入れかえとハンディターミナル端末導入を行うための経費でございまして、簡易水道事業特別会計におきまして詳細に説明する予定でございます。人件費、繰出金を合わせまして８８４万円の減額となっております。

以上が健康福祉部が所管いたします補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい、１７ページでござい

ございますけれども、衛生費、保健衛生総務費の中身について、念のため確認でお尋ねしたいと思いますが、退職者1名というお話がございましたが、これちょっとおいとしまして、地方交付税上措置してある保健師さんの人数と実際に八代市が配置している保健師さんの職員の実数、もしわかれればお答えいただけますでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、申しわけありません。今、現時点については把握しておりません。申しわけありません。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。ちょっと急な質問で恐縮だったんですけど、もしわかりましたら、追ってお知らせいただければというふうに思います。細かな人数は結構なんですけれども、地方交付税上措置してある人数よりも恐らく配置してある人数少ないかというふうに推察するんですけど、その点はいかがでしょう。

○委員長（中村和美君） どなたか、はい、代表。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

先日も議会の本会議でも保健師さん等についての質問がございました。確かに西濱副委員長おっしゃるように、保健師等についてはですね、他市と状況を比べましても少ないと、私も思っております。そういった中で、今年度お一人ですね、ちょっと途中で退職、御自身の御都合ですね、退職されることになりましたので、また保健師の採用については人事当局の

ほうにもですね、お願いしておりますので、順次採用について、引き続きですね、お願いしていきたいと思っております。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。改めて言うまでもないと思いますが、厚生労働省のほうは、この件はかねてより各自治体に何度もお話をしているところかというふうに思います。それぞれの自治体の人員削減計画だとかあるがゆえに、いろいろ各部署個別のお話で難しいというのは重々わかってるんですけども、恐らくあの職場は通年として非常に忙しいというのは、この前の一般質問の中でもかいま見ることができましたので、健康福祉部とされましても、総務部とですね、いろいろ折衝はやっていかればというふうに思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、よろしいですか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。済みません、子ども・子育て支援事業計画の件なんですけど、ここはもう来年、今年度末にならないと全く概要が見えてこないということで……。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） 松村こども未来課課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）こども未来課、松村でございます。

このシステムにつきましては、大まかな概要についてはわかっておりますが、詳細な部分の

決定が年度末までずれるということで、年度内の完了は難しいというところがございます。概要は大まかわかっていると思います。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 同じ質問なんですけど、平成27年度から今までと違う、平成25年度と違う平成27年度になったときに、全国一斉に行われるこのシステムの内容についてですね、詳細はいいんですけども、どういうふうに変わっていくのか、そのシステム自体がどういうふうになるから、今回こういうふうな形で繰越明許されるのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。今回のシステムについては大きく2点あるかと思います。

まず1点目が、先ほど言いましたように、国が今回、情報を、全国の市町村の情報を共有するためのシステムをつくるということで、今まではほとんどの情報というのはペーパーで国のほうにやりとりをしてるわけですが、それを今回はデータで直接国のほうに提供することで、県と国に情報を提供するシステムが1つ必要であるというのが1点です。

もう一点が、今回新たなシステムに伴いまして、いろんな認定を受けた情報管理だとか、あとは施設や事業者の情報、または交付金の申請交付事務につきましても、全て電子データでやりとりを行うというふうなことで、そちらについては市町村のほうでのシステムをつくって

れということですので、その大きな2点が新たに――今まではなかったのに、新たに今回はシステム化を行うというところが大きな要因になります。

以上です。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 今までではペーパーで行っていたものが、今度はデータでやりとりをするという、こういうふうなことでの構築をする全国統一統合システムということでいいですか。今までペーパーでやっていたものが。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） 松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。今までやった部分と今回新たに始まる制度といいますか、支給認定をするときに、今回は就学前の子供さんであれば、幼稚園とか保育所に入るためには、まず行けるかどうかという判定を受けなければいけないということで、現行介護保険制度が、要支援とか要介護とかありますけれども、そういった感じであなたは幼稚園に行けますよだったら、1号の認定を受けなさいとか、また保育園に行けるんだったら、2号を受けなさいとかいうのがありますので、そういった新たなそういった認定をするためのシステムというのをつくって、そこからのデータを県や国に提供するというようなところで、そういった新たに今回加わる部分が主でありまして、ただ、先ほど言いました交付金事務につきましては、現在もありますので、そちらについては文書化からデータ化へ変わる部分もあるということです。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） はい、ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なしですね。はい、なければ、以上で第3款・民生費及び第4款・衛生費については終了し、これより採決いたします。

議案第120号・平成25年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第131号・財産の無償譲渡について

◎議案第144号・八代市立保寿寮条例の廃止について

○委員長（中村和美君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第131号・財産の無償譲渡についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第131号・財産の無償譲渡につきまして、長寿支援課、小林課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あ

り）長寿支援課の小林でございます。よろしくお願いいたします。それでは、失礼して座らせていただいて説明したいと思います。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○長寿支援課長（小林眞二君） それでは、議案第131号・財産の無償譲渡についてでございますけども、説明のほうはお配りしております資料に基づいて行いたいと思います。

右肩に議案第131号、144号関係資料と記載してあります資料でございますので……

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

委員長。委員長、よろしいですか。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

議案第131号と第144号の八代市立保寿寮条例の廃止については、関連しておりますので、一括してよろしいでしょうか、説明を。

○委員長（中村和美君） はい。131と（健康福祉部長兼福祉事務所長上田淑哉君「144号・八代市立保寿寮条例の廃止について」と呼ぶ）よろしいでしょうか。

○委員（堀口 晃君） 委員長、今の資料はどこにあるんですか。（「事前にお配りをしていたと思うんですが」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） その前に、131号と144号、これは一括して説明よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのように、じゃお願いしたいと思います。それでは、資料の説明をお願いします。（健康福祉部長兼福祉事務所長上田淑哉君「資料でございますでしょうか」と呼ぶ）（「はい」「よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） それでは、議案第131号、144号について説明をさせていただきますと思います。

資料に基づき説明いたします。

まず1点目の、提案の理由でございますけれども、平成26年度より八代市立保寿寮を八代市社会福祉事業団へ譲渡することに伴いまして、①の議案第131号・財産の無償譲渡について及び②の議案第144号・八代市立保寿寮条例の廃止につきまして、議会の議決を要するものでございます。

次に2の、保寿寮についてでございますが、保寿寮は、昭和23年6月1日に市によって設置いたしました養護老人ホームでございまして、平成6年4月に現在地の日奈久平成町のほうに移転をいたしております。

3の事業運営に関する経緯ですけれども、平成8年4月より、市直営から事業団に管理運営委託を開始いたしまして、その後、平成18年4月から指定管理制度を導入、事業団を指定管理者として協定を締結いたしまして、平成26年3月末で指定管理を終了する予定となっております。

4、施設譲渡に関する経緯です。

八代市行財政改革大綱に基づき、民間活力の活用、住民サービスの向上や経費の削減、雇用の確保などの観点から、施設民営化に向けた検討開始をいたしまして、第2次行財政改革実施計画の中で民間へ譲渡することを決定し、盛り込んでおります。平成22年9月の議会文教福祉委員会におきまして、今後の方針につき、平成26年度末にて指定管理を終了し、以降事業団へ譲渡することを説明いたしまして、了承をいただいたところでございます。その後、譲渡に関しまして、事業団との協議を重ね、事務手続を進めてまいりまして、現在に至ったところでもございます。

次に5の、事業団へ譲渡する理由ですけれども、事業団は、昭和52年3月に当時の厚生省の通知に基づき、市設置の福祉施設の運営を委託するため、市の出資により設立した団体でござ

います。その業務は、市の福祉施設の管理運営の受託業務に限られていたため、利益を追求する経営体質ではなく、財政基盤は決して強くありませんが、資料に示しております理由などから、譲渡を受けることによって財政基盤の強化が図られることとなります。また、利用者及び家族が安心、信頼して利用できる環境が必要であることから、入所者に大きな環境の変化が生じないように、これまで長期にわたって運営してきました、実績と信頼のある社会福祉事業団が望ましいことなどから、事業団への譲渡することといたしております。

6の施設の譲渡方法及び理由ですが、建物については無償譲渡、土地については無償貸与としております。その理由といたしましては、事業団の財政力の問題や県内における同様の事例におきまして、建物は無償譲渡、土地は無償貸与とされていること、建物を有償譲渡とした場合、国庫への返納金が生じること、土地の無償貸与につきましては、市の、八代市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例が適用されることなどによるものでございます。

今回、議決をいただいた後は、施設の設置に関する県への必要な手続を経まして、26年度より事業団主体による養護老人ホームの事業運営が開始される予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） 131号、以下1つずつやりますか。それとも144号続けてやりますか。1つずつでいいですか。——それじゃ、まず1つずつ片づけたと思います。

以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） 済みません、橋本です。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） もう社会福祉事業団が

長年にわたり管理運営をされているということで、それは自分もよく存じ上げてるところでございますが、公平な立場として捉えたときに、例えば、他の事業福祉法人等が、ああ、それだったら、うちもしたいですとかですね、そういった協議というのはなされなくて、もう前提として事業団がそれを運営するちゅうなこともされていたのかということをお尋ねしたいんです。

当然、私が反対してるというわけじゃなくて、その公平な視点からということでお聞きしていただきたいと思うんですけど、はい。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） 平成22年当時に、この民営化についてですね、協議をいたしまして、民営化することを決定しております。その後、譲渡先をどこにするかというふうな検討もなされておまして、その中で一般社団法人に譲渡した場合も当然ですね、検討の中に含めまして、事業団へ譲渡した場合との違いをですね、比較検討し、その上でやはり事業団というのは市がですね、その当時、市の持っている施設を管理委託させるために、市の出資でつくった団体であると、つまり公共的団体であるということと、もし保寿寮をですね、譲渡されないということになると、そこで働いていらっしゃる方の雇用の場も失うということ、それが事業団そのものの本体のですね、運営にも影響を与えていくというふうなことで、そういったことを総合的に判断をいたしまして、事業団が最適な譲渡先だという判断をいたしております。

○委員（橋本隆一君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） はい、ほかありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 私も同じような、橋本委員とですね、同じような考え方を持って、有償譲渡っていうのはできないのかというふうな部分があって、事業団については無償譲渡するしかないのかもしれないけども、他のところについては有償譲渡ができるんじゃないかっていう、今の御説明においては、今働いていらっしゃる部分の雇用の問題という部分を今おっしゃいましたけども、その雇用も含めて有償譲渡ができるところが手挙げてくれというふうなところが、その部分はできなかったのかという部分はどうなんですかね。雇用を守るというふうなところを今おっしゃられたので、雇用を守るために、じゃあこの雇用をしてくださいね、でも建物は有償譲渡でしますからというふうなことでお安く譲るという場合も考えられたんだろうと思うけど、その辺の考えはなかったのか、ちょっとお聞かせください。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。おっしゃるように雇用だけということではないんですけどもですね、先ほどからお話し申し上げるように、社会福祉事業団というのは、国が昭和46年の通知で市町村に社会福祉施設、市町村が持っている社会福祉施設の管理運営を委託してきたと。そのために、市が出資をしているということです、その団体に対して。出資して、その事業団というのを設立したという経緯がございます。それで、これまでいろんな施設を委託してきたということなんですけども、それが自治法の改正によりまして、指定管理者制度が導入されてきたということで、平成18年から指定管理ということで、この保寿寮も導入してきたんですけれどもです

ね、そういった中でちょうど起債の償還が平成26年末でちょうど終了するものですから、そういったことで事業団をありきということではないんですけどもですね、事業団に対して譲渡というのを検討してきたと。ただ、今先ほど言ったように、民間の一般の社会福祉法人等についても、一応不動産鑑定あたりもして、当時いたしまして、したんですけども、ただやはり社会福祉事業団という、市が設立してきた経緯というのがありまして、それと他市の事業団におきまして、これも無償で事業団に譲渡しているという経緯がございましたので、事業団に今回お願いすると。事業団自体は、ほかの社会福祉法人さんとも比較いたしまして、例えば、基金を積み立てるとか、そういったことがほとんどないものですから、財政力が非常に脆弱なものですから、仮に事業団がそれを例えば、公募でこれを保寿寮をしたとしたときにも、それをとれないという状況になったときに、そういったときに職を失ってしまう職員がおるということになると。その場合、今、堀口委員が……、じゃ、それを一般のとした法人がその人たちを雇えばいいじゃないかということですけども、もともと事業団というのは、設立したときには国がその46年の通知のもとに、一般の公務員と同程度の、同水準の給与を保証しなさいという、そういったものがあったものですから、現実的にはちょっと低いんですけどもですね、そういったことで給与の水準はある程度保証されているんですけども、仮に一般の社会福祉法人がそれをとったとした場合に、すぐ、じゃ、そこに入れるかどうかというのちょっと厳しい部分があるかと思います。そういったことから、総合的に考えて考慮してですね、検討してきた結果、事業団にということをお願いするように。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） お話を聞くと、ありきだったのかなというところがあるんですけども、私は一般的な感覚から見て8億何千万円をかけたその建物を、土地は別としてですね、建物が8億何千万ぐらいかかったというふうに聞いておりますが、それを民間に無償譲渡するところだけが前面に出てきて、民間に譲渡する、八代市のものをね、民間に無償譲渡する、何事かっていうふうなところがある部分があるものですから、その辺のところはきちりね、説明をしておかないと、いや、民間と言っても八代市が設立した社会福祉事業団なんですよと。だから、言うなら、子会社みたいなもんなんだと。そこに今度委託をするのに、自分たちが建物持つとつてもいかぬから、今度は向こうにやるんですよというふうなところが、そういうことなんですよ。

ですから、民間の一般の方々の社福をされている部分について無償譲渡する、何も関係ないところに無償譲渡するのではなくて、やっぱり言うなら八代市が母体であって、その子会社のほうに無償譲渡するんだというような、ここで今後もその管理運営をやっていただくんだというような、こういう説明ですよ。一番心配するのは民間に譲渡というようなところがあったものですから、そこが市民の皆さんから見たときに、八代市が税金で建てたものを、そして、それを民間に無償でやるっていうのは何、どうなのっていうようなところがあるんで、そのところの部分ちゃんと押さえとれないかぬなと思ってですね、質問したところでございます。はい、他意はございませんので。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） あります。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） いや、民間、民間っておっしゃるんですけど、市の出資比率ってどれぐらい社会福祉事業団には関与されてるんです

か。純然たる民間事業者と言えるのかなという。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
当時昭和52年だったですけれども、基本財産が300万円、運用財産350万出資して設立している団体ですね。それと、先ほど堀口委員が言われましたように、これまで、例えば、直営でしてきた施設を売却しますよと、譲渡しますよといった場合には当然公募とかになることになるかと思います。その辺が経緯がですね、ちょっとあるものですから。はい。

○委員長（中村和美君） 堀委員、よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（堀口 晃君） ちょっと、もう一つだけ。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） この説明の中の6番のですね、3については、建物を有償譲渡した場合には補助金の一部を国庫に返納するというのがあるんですが、今、部長がおっしゃられたように償還はもう既に終わっているというふうにお聞きしたところなんです、これを有償譲渡したときにどのくらいぐらい国庫に返納する必要があるのか、また償還は全部終わっているのにもかかわらず、またそれが返還しなけりゃならないのかっていう、そのところをちょっと教えていただきたい。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。先ほど、部長のほうから説明したものは起償のほう

の償還でございまして、こちらのほうは補助金の返還でございまして、補助金の返還については国のほうの規定によりまして、売却価格に当時の総事業費に対する当時の国庫補助、県補助もですね、割合を乗じたものを返還するということになっておりますので、現在ですね、資産の評価というのは行っておりませんけども、減価償却の残存価格で仮にですね、計算をいたしますと、現在、国・県の補助金を返還分はおよそ3900万ほど返さなければならないという数字になっております。

○委員（堀口 晃君） わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 今、堀口委員さんがおっしゃったところ、私もちょっと関心があったところだったんですけれども、実際に譲渡されたその後なんですけれども、社会福祉事業団の資産という形になろうかと思うんですが、そうした暁には、八代市に固定資産税が税収として入る取り扱いになるのでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、いいですか。

はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。これはですね、譲渡前も譲渡後も社会福祉法人の公益事業ということで固定資産税を課税されないということになります。非課税ということになります。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。そのことを踏まえてなんですけれども、今まで施設も、平成…（「6年」と呼ぶ者あり）6年ですかね、建築されてから、メンテナンスあたりも出てきたかというふうに思うんですけれども、この後は仮に維持管理に必要な事項が出た場合の市の関

与のあり方というのはどういうふうに変化していくんでしょうか。

○委員長（中村和美君） いいですか、いいですか。どっちかです。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
じゃあ、いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
当然、事業団に譲渡するわけですので、メンテについては事業団で責任を持って行っていたと。そのために、これまで財政力が非常に脆弱だったということですけども、基本的に言えば利益は出してはいけなかったということで、それが今度は民間ということになるものですから、そういった場合に措置費の中に今度は上乗せ分が出てきます。先ほど課長も申し上げましたけども、5の②のところですね。措置委託料に民間施設給与等改善費が新たに加算されるということでございますので、こういったところの加算分が上乗せされると。

それと、あと財産を取得することによって、金融機関からの融資を受けられることができる。ですから、そういったことで、例えば、修繕費が出てきたりとかいった場合には修繕引当金にも積み立てられるし、あるいは金融機関から融資を受けて修繕とかにも改修とかもできることは可能となるということでございます。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい、結構です。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい、済みません。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。無償譲渡して、もう既に20年、今現在建物が建って20年た

つわけですね。その耐震であつたりとかという部分で、もうどうしようもなくなったときには、今度はそこの社会福祉事業団は、ほかのところに売るということもこれはもう考えられる話なんですよ。その建物を売るという部分は考えられる話。あと20年、30年やっていくと、もうぼろぼろになって、今度は新しく建てないといけないという状況になったときには自分たちで建てられるのか、もうそれはもうやめたというふうにされるのか、建物古いというふうにお聞きしているんですけども、これから10年、20年で営業されていかれるわけなんですけども、そうなったときに全面建てかえが必要になったときには全部自分たちで建てかえられるのか、もしくはどっかにもうその建物自体を売るという状況になるのか、その辺はいかがですか、今後のことなんですけども。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
今後のことについてはですね、検討していかなくちゃいけないと思いますけど、ただ、建物自体まだ20年ですので、あそこ鉄筋コンクリートですので、耐用年数自体からいくと、まだまだ十分な耐用年数になりますので。ただ、あそこの敷地自体が埋め立てている敷地なものですから、ちょっと地盤沈下等の影響は少しは出てくるかと思います。

ですから、当然今後の中で、じゃあ、二、三年たったけん、もうあそこば売却しますっていうことは、それはちょっと認めないよと。当分の間、当然養護老人ホームとして、その用途目的のもとに運営をしていただくということは、しっかりとその事業団のほうには、そういったものはしていかなきゃいけないと思っております。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 今、部長がおっしゃられた部分についての契約ですよね、お互いに譲渡するための契約について、覚書みたいなやつで、今後も今の目的趣旨にのっとってやっていくというふうなところを、そうしなければまた返納していただくよというふうな部分も、何かそういう覚書の部分について、契約の内容についてはあるのかなのか、その辺はいかがですか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。今回の譲渡に関する契約の中にですね、そういった条項を盛り込んでおります。建物はですね、養護老人ホーム以外の目的に供してはならないとかですね、10年間は売却であるとかいうものは禁じてるというような条項も入れております。

○委員（堀口 晃君） ああ、なるほど。（発言する者あり）はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 今初めて10年間というね、お話が出ました。じゃ、11年目からはもう売却しても構わないという、こういうふうなお話だろうと思うんですけども、その辺は。

○長寿支援課長（小林眞二君） ただ、あの――あつ、済いません。

○委員長（中村和美君） 小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。建物の使用目的は、養護老人ホームに限るというふうにしておりますので、売却後も引き続きどこかがその養護老人ホームに使用しなければならないというような制限にしていると思います。

○委員（堀口 晃君） なるほど。委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ということは売却はで

きるというお話ですよ。はい。

そのところをですね、無償譲渡して、今度はいか社会福祉事業団が10年後以降には何かそれを売却してもうかるっていう、何かそういう構図が出てくるような気がするんですが、その辺は。済いません。（笑声）

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

よろしいですか。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

今の事業団の体制からすると、例えば、その施設を売却してほかの事業に供するかというのは考えられないということがあります。ただ、今の事業団が、養護老人ホームだけで運営していくというのはかなりやっぱり財政的にも厳しいものですから、そういった中で今後の介護事業とか、介護保険の事業とか、そういったものに、事業を検討しておかれるのはいいことかと思えますけどね。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） まず、長期的な話ともう一つはですね、災害が起きたときに、激甚災害、布田川・日奈久断層という部分が隣接している状況がある中においてですね、その建物がもう壊滅状態になるっていう状況があったときに、またこれについては市の関与という部分が出てくるのか、もう無償譲渡したんだから、それはもう仕方がないというふうに考えられるのか、その辺のところも含めて、ちょっとお考えを聞かせていただければ。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。建物が壊れるような災害が発生した場合には、建物自体に国のほうから災害に対する補助金というのが来るようになっておりますの

で、こちら辺は大丈夫かと思えます。はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） それは一民間、市の施設ではなくて一民間のところにそういう補助金
が来るんですかね。

○委員長（中村和美君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

社会福祉法人という観点から、社会福祉法人
に対して、そういった災害に対しての補助金等
は予定されておると。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。その辺も含めて
ですね、今度契約を、無償譲渡されるときに
は、いろんな想定が考えられるわけですから、
今後もこの老人福祉施設という部分においてで
すね、しっかりとした運営をやっていくために
ね、いろんなところの契約を結んでいただけれ
ばというふうに思っておりますので、よろしく
お願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質
疑を終了します。意見がありましたら、お願い
します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより
採決いたします。

議案第131号・財産の無償譲渡について
は、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本
案は可決されました。（「ありがとうございます」
と呼ぶ者あり）

次に、先ほどの続きでございます議案第14

4号・八代市立保寿寮条例の廃止についてを議
題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉
部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

それでは、続きまして、保寿寮条例の廃止に
ついて、引き続き小林課長から、今、関連があ
りましたので、簡単に説明いたします。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援
課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。それで
は、引き続き説明させていただきます。

議案第144号の八代市立保寿寮条例の廃止
についてでございますけれども、この件につき
ましては、今先ほどですね、御説明いたしまし
た保寿寮の譲渡に関するものでございまして、
譲渡に伴いまして、その設置条例を廃止するも
のでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたしますま
す。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分に
ついて質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質
疑を終了します。意見がありましたら、お願い
します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようございま
すので、なければ、これより採決いたします。

議案第144号・八代市立保寿寮条例の廃止
については、原案のとおり決するに賛成の方の
挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認
め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第140号・八代市介護保険条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 続いて、条例議案の審査に入ります。議案第140号・八代市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第140号・八代市介護保険条例の一部改正につきまして、引き続き長寿支援課の小林課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。それでは、引き続き説明させていただきます。失礼して座らせていただきます。

それでは、議案第140号・八代市介護保険条例の一部改正についてでございますけれども、説明はまたお配りをしております資料に基づいて説明したいと思います。右肩に第140号関係資料とございます。こちらの資料によって説明をしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それではまず、1の改正の理由でございますけれども、平成25年3月30日に公布されました地方税法の一部を改正する法律の内容に準じ、八代市介護保険条例の保険料の延滞金の利率等について所要の改正を行うものでございます。

次に2点目の、改正の概要でございますけれども、（1）で附則第3条関係の改正でござい

ます。①は、地方税法の改正に準じて、附則第3条延滞金の割合の特例につき、改正するものでございます。まず、延滞金の特例割合を計算する際に用います特例基準割合が表の1のとおり、現行では各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合と規定されますものを、改正後は各年の前々年の10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に年1%を加算した割合と変更をされております。この特例基準割合の変更と延滞金割合の特例の変更によりまして、表の2、附則第3条の変更内容の中にごございます、一番右側になりますけれども、改正後の欄、納期限が納期限後1カ月以内の割合を新たな特例基準の割合に1%を加えた割合として、平成25年の場合で3%、納期限後1カ月を過ぎた後の割合を新特例基準割合に7.3%を加えた割合として、9.3%が適用されることとなります。

一番下の②ですけれども、延滞金の端数の取り扱いを、現在、附則に定めてありますものを本則へ移行しております。

それでは、資料の裏側をお願いいたします。

（2）では、本則第10条の改正を行っております。これは、地方税法に準じまして、納期限1カ月以内の延滞金7.3%を追加し、延滞金の全額が1000円未満の場合の取り扱いを追加いたしております。

3の施行期日ですが、平成26年の1月1日でございます。

下の4は、新旧対照表となっております。以上が今回の条例の改正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） お聞かせいただきました

い、ちょっとわからないんですね。今回、介護保険条例の附則第3条の内容の変更ということで、表の2の部分で改正後の部分において、特例基準割合の部分について1カ月以内については現行の分よりも1.3%、延滞金が安くなる。そしてまた、その1カ月を過ぎた場合には5%上乗せするんで、余計延滞金を払わなければならないという、こういう、単純にはこういうことでいいんですか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） 小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） 市町村の保険料についての延滞金の設定なんですけれども、これは税法のとおりしなくてはならないということにはなっておりませんで、地方自治法に基づいて、市町村独自です、保険料についての延滞金を設定できるということになります。料の中でも、市の中でも、料の種類によっても独自に設定することが可能ということになります。八代市の介護保険の条例の中でこの延滞金の取り扱いというのが税法とちょっと違った取り扱いをしておりました。で、これまではですね、介護保険では、うちのほうの割合のほうが低く設定をされておりましたけれども、今回の改正によって1カ月以内の部分については逆転現象が出てきたということ、将来またですね、地方税法の改正がありますと、またその割合が乖離がですね、大きくなるとかいうことも懸念されますことから、今回、地方税法に合わせた整理をしたいということで、その結果ですね、こういったことになったということでございます。

○委員（堀口 晃君） なるほど。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ということは、現行のままだと4.3%、これは1カ月以内であろうが、1カ月を過ぎた場合であろうが、4.3%であったものが、今回は改正後についてはこう

いう差異が出てくるということによろしいですかね。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんね。なければ、これより採決いたします。

議案第140号・八代市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第141号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第141号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第141号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、国保ねんきん課の中村課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい、委

員長。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の中村です。よろしくお願いします。着席の上、説明させていただきます。

議案書の53ページをお願いいたします。

議案第141号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

先ほど、介護のほうでも説明ございましたけれども、地方自治法の改正に伴いまして、延滞金の利率が改正になりましたことから、後期高齢者医療の保険料につきましても延滞金の見直しを行うに当たりまして、条例の改正が必要であるため提案するものでございます。

次の54ページに改正条例が記載してございますけれども、お手元に別添資料をお配りしてあるかと思っておりますけれども、右肩に議案第141号関係資料という資料ございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）改正の概要につきましては、そのお手元の資料に基づいて説明したいと思っております。

まず、改正の理由でございますけれども、先ほどもありましたように、平成25年3月30日に地方自治法の一部を……（「地方税法」と呼ぶ者あり）あっ、地方税法の一部を改正する法律が公布されましたことによりまして、八代市後期高齢者医療に関する条例においても、延滞金の利率について所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、国税の見直しに合わせまして、地方税に係る延滞金の利率が引き下げられたことによりまして、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の利率を見直しを行うものでございます。

これまで延滞金につきましては、現行年1

4.6%で納期限後1カ月以内は4.3%で計算してございましたけれども、今回の税法の改正に伴いまして、14.6%の部分につきましては、先ほど説明がございましたけれども、特例基準割合に7.3%加算した割合ということと、納期限後1月以内につきましては、特例基準割合に1%加算した割合ということで、参考までに今の特例基準割合で計算いたしますと、14.6%の部分が9.3%と、納期限後1カ月以内の部分が3%ということになります。施行につきましては26年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用することといたしております。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今、後期高齢者の医療保険についての滞納状況についてはどのくらいぐらいあって、延滞金が今どのくらいあるのか、ちょっとお聞かせいただければと思うんですが、その辺はわからぬでしょう。

○委員長（中村和美君） 中村国保ねんきん課長、どうぞ。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 一応後期高齢者医療の保険料につきましては、徴収方法に特別徴収というのと普通徴収というのがございますけれども、特別徴収ていいますのは年金からの特別徴収、普通徴収は年金以外ですね。特別徴収部分が約8割程度で、2割が普通徴収ということで、特別徴収部分についてはほとんど100%ですけれども、普通徴収分の未納といたしますか、ことしの5月末現在で約200人、ちょっと納め……、悪質な滞納者というわけではなくて納め忘れという、未納分がですね、200件ぐらいございまして、金額につき

ましてはそんなに大きな額ではございません。
それと、一応延滞金に関する条例の第7条に延滞金を計算するのがありますけれども、基本的に所得の少ない方ということで、実質今までの延滞金を取った事例はございません。この利率が下がったことによる延滞金の影響というのもございません。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、その影響額を僕は聞いたかったですけど、もう既にお答えいただいたんで、もう結構です。ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第141号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第145号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第145号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第145号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、こども未来課、松村課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。こども未来課、松村でございます。座りまして、御説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○こども未来課長（松村 浩君） 議案第145号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は61ページになります。

まず、提案理由でございますが、日奈久若竹保育園の廃園に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本市が設置しております保育園14園の名称と位置を別表に記載しておりますので、62ページの改正分でございますように、その別表から八代市立日奈久若竹保育園を削るものでございます。実施は、平成26年4月1日からの施行といたしております。

現状でございますけれども、お手元に資料をお配りしてるかと思います。日奈久若竹保育園の状況ということで、右肩に議案第145号と書いてる1枚物のほうを差し上げております。現在の日奈久若竹保育園の状況につきまして、この資料で御説明を申し上げたいと思います。

まず、①に施設の概要を示しております。昭和28年の7月に開設で60年を迎えております。現建物は昭和53年の建設でございます。また、②のほうに園児の推移を記載しておりますけれども、日奈久若竹保育園の園児数はごら

んのように年々減少しており、ことしの12月現在では7人となっております。その下に在園児数の内訳を掲げておりますけれども、年齢につきましては4月1日時点の園児の年齢になりますが、今年度、来年の3月に卒園する子供さんが5歳児のところでございますが、お二人いらっしゃいますことから、来年度の4月の入所見込みは5名というところになったところでございます。

そこで、以前から閉園につきましては、保護者等と話し合いを行ってまいりましたが、今回のこのような状況から再度閉園につきまして、保護者や地域の方と話し合いを行いました結果、温かく御理解をいただきましたことから、平成26年3月31日をもって閉園することとしたものでございます。どうぞよろしく御審議をお願いします。

○委員長（中村和美君） はい。この部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。この閉園、廃園に当たっての基準というものがあるのかないのか、どのくらいまで減れば閉園にするとかっていう基準があるのかないのか。

それと今後の園児の見込みというのは、ここ何年間、3年、4年ぐらいたったときに、またどっとふえるという状況があるのかないのか、その辺も見越した上での閉園だろうと思うんですけれども、その辺の可能性というのはどうなのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。まず1点目の、閉園の基準ということでございますが、八代市におきましては八代市公立保育所の

あり方というのをことしの4月に一応策定をいたしました。その内容につきましては、本日の所管事務調査のほうでまた御説明のほうを詳しくさしあげたいというふうに思いますが、統廃合の基準ということで定めておりますのは、園児数が20人（委員堀口晃君「20人」と呼ぶ）を下回った場合には統廃合の検討を行うというふうにしております。そのときの条件としましては、近隣に受け入れをする認可保育所があることということを経験としておりますので、そういった条件に見合うような場合には検討を行うということで、今回、この日奈久若竹保育園につきましては、近隣の保育所としては日奈久地域に2園、民間の保育所がありますので、そちらのほうでの受け入れが可能というふうに判断して、今回閉園というふうにしたところでございます。

まず2点目の、今後の状況でございますけれども、日奈久地域につきましては、最近、人口ともに減少傾向にあつて、子供さんの数につきましても減少傾向にあるというところでございます。また、先ほど申し上げました管内、日奈久地域にあります私立保育園2園の状況につきましても、日奈久地域の子供さんが約六十、五十人程度、就学前の子供さんがいらっしゃると思うんですが、実際保育園の受け入れ定数自体が100名ちょいありますもんですから、十分その2園でも保育園の受け入れは可能だというふうには判断をいたしております。ただ、現況としましては、中心部から一部あのやっぱり日奈久地域のほうへ行ったらっしゃるお子さんもいらっしゃいますので、その辺を考えましても現状では大丈夫だというふうに考えています。

また、これも後ほど所管事務調査で御説明しますが、新しい平成27年度からの子ども・子育て関係の事業におきまして、今後の需要調査等も行いますので、その辺で中心部と周辺部との兼ね合いもですね、加えた上でのまた施設整

備計画等をつくっていききたいと思いますので、その辺でも十分日奈久地域は対応できるというふうに判断はいたしたところです。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。そこで、廃園後の利活用というふうな部分が当然出てくるんだろうと思うんで、今後のその予定についてはいかがでしょうか。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。廃園後の利活用につきまして、一般質問でも御質問があったところでございまして、現時点では跡地の活用については決まっておられません。一応、地域の方々の御意見等、1回お聞きはしたんですけども、その中で実際に市有施設としての利用価値があるものについては当然検討を進めていきたいと思っています。

また、先ほど言いました新しいシステムの中で福祉事業として、もしかしたら日奈久地域に必要な施設が出てきた場合には、そちらのほうも優先的に考えたいと思いますので、平成26年度にいろんな情報を収集しまして、跡地活用については検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） その中で八代市の財政状況というのは非常に厳しいということで、本年度、まあ来年度ですね、平成26年度から毎年5億円ずつ減らしていけないといけない状況があつて、33年には36億という、ここまで落とさなければならないという現状がある中に

おいて、施設の売却という部分もその視野の中に入っているかどうかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。あそこの施設につきましては、建物のほうが既に35年を経過はいたしておりますが、耐震調査をした結果では耐震上は問題ないと、建物上は問題ないということでございましたが、設備が最近、水回りですとか、そういったところが若干出ていますので、長期的な活用については若干建物の場合は疑問があるかと思います。ただ、公的に利用することがないという場合になりました際には、そういった民間への譲渡——売却ですね——も踏まえたところでの検討は当然していかねばいけないんじゃないかというふうに思います。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。そのときに例えば、補助金関連で、また返納しなければならないとかという状況が出るのかどうかという、その辺はもう計算されていますか。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。施設を壊したり、譲渡の場合は先ほどの保寿寮にありましたように、国の補助金の適正化法に基づく基準がございますけれども、この日奈久若竹保育園については、もう年数の方がそちらのほうを超えてるということで、壊したり、無償譲渡したりしても返還金が生じるようなことはございません。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） はい、ほかにございませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。廃園となりますと、その④番にありますとおり、職員さんの再配置が必要になってくると思うんですけど、これはもう行き先はもう決まってるということです。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） こちらのほうに書いています。職員で現在5名おりますけれども、このうち2人が臨時職員——ま、委託職員になりますんで、正職員が3人いることになりますが、この正職員につきましては残りの13園——現時点では13園の保育園のほうへの再配置というふうになります。また、保育園の現在の職員の配置状況を申し上げますと、正職員と臨時職員の割合が大体1対1、半分が臨時職員で現在運用しているというふうな状況でございますので、臨時職員のほうがそれであふれるんじゃないかというような発想があるかもしれませんが、現在、八代市におきましても保育士の不足が続いております。なかなか定員がありましても、保育士不足のために受け入れられないという保育園もあるようでございますので、臨時職員さんにつきましては、公立での再雇用ができますれば、引き続き採用を行いますし、また民間保育園等を希望されれば、そちらのほうへの案内等も行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい。西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。園の建物と土地の関連でお尋ねなんですけども、閉園となりましたら、それ以降は保育所としての目的がもう

なくなることになろうかと思うんですね。そして、市として健康福祉部所管の行政財産として、その施設を管理し続ける意義、意味があるのかなということもちょっと思うところがございます。所管として閉園になったから右から左へというわけにはいかないんでしょうけれども、堀口委員さんのお話にもあったように、市の市有財産の有効活用、あるいは地域とのコンセンサスを図るという上においては、かねてからその施設を所管していた部署が主体になるのはもちろんかれしれませんが、処分するときはどうあるかということも考えたときには全庁的なものとして扱うべきだと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。今、委員がおっしゃるとおりだというふうに思っています。私どもが持っておりました関係上で、あとのほうまでをある程度見ていくというのはやむを得ないというふうに考えています。

ですので、先ほどお話が、一般質問でも質問が出ましたけども、企業化でありますと、関係部署としては商工とかっていう形になるかもしれませんが、それで、そういったところにつきましては、私どものほうから、こういった跡地活用ということで全庁的に体制をつくってですね、やっていかなければいけないということで、未利用資産につきましては、現在、行財政改革課のほうが持っておりますので、そちらのほうとも連携をとりながら、跡地の活用については進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい、ありがとうございました。このことは健康福祉部所管の施設だけにとらわれずですね、教育施設も含めて、今後こういった場面というのは出てくるかもしれませんので、それは今、未利用施設関連として、きっちりとスキームをつくってですね、全庁的な体制ということでお取り組みいただければという、同感でございますので、よろしくお願いします。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） 直接は関係ないんですけども、数年前に市立保育園の民営化というのが何か話にあって、郡築でもちょっと1園がその対象になって、ちょっと反対運動もあったみたいですけども、あれからどうなったんですか。その市全体の話として。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。もしよろしければなんですが、所管事務調査のほうで公立保育園のあり方のほうと現在の状況につきまして御説明をさしあげたいと思いますので、よろしければ、そちらのほうでよろしゅうございますでしょうか。

○委員（村川清則君） はい。

○こども未来課長（松村 浩君） 申しわけございません。

○委員長（中村和美君） 後ほど。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

民営化に関しては、後ほど、こども未来課のほうからの発表があるそうでございますので、

よろしくお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第145号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。ありがとうございました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎陳情第3号・国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出方について

○委員長（中村和美君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

審査に入ります前に、郵送にて届いております要望書については写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

今回、当委員会に付託となっておりますのは新規の陳情6件と継続審査の陳情1件です。

それでは、新規に付託となりました陳情第3号・国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

○書記（小川孝浩君） （書記、朗読）

○委員長（中村和美君） はい。本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） この国保のことについてはですね、国のことでもあるし、ここで結論ということじゃないんですけども、国民健康保険のほうに今、国の今、状況なり、もしくは

今、国がどういうふうな制度改革を今やろうと
しているのかということとを一旦お聞きした上で
ですね、もう一回これをお話を、審議をしてい
きたいというふうに思っているんですが、聞く
わけにはいかぬですかね。

○委員長（中村和美君） ということで、健康
福祉部長かな、というようなことでございます
が……

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい、関連で同じなん
ですけど、この数字の出どころですね。例え
ば、何年に何%とかっていうのが、この数字の
出どころが本当に何か、正しいのかどうか、検
証がですね、こんな短い時間じゃできないの
で、やはり堀口委員がおっしゃるように、中身
の確認を。

○委員長（中村和美君） はい。それでは、本
件について執行部に説明を聴取したいとの意見
が出されました。本件について、執行部からの
説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） いいですか。執行
部、部長呼びましょうか、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、そのよう
にいたします。しばらくお待ちください。上田
健康福祉部長と中村国保ねんきん課長、お二人
さん。

それでは、申しわけございません、お忙しい
中に。執行部の説明をお願いしたいと思います。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねん
きん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 今、陳情
の中でございますけれども、国庫負担の増額を
求める陳情、意見書提出方ということですが、
平成24年度からですね、それまでは療

養給付費、医療費に係る国からの負担金という
のは34%でございました。それが24年度に
改正、負担率が下がり、34%から32%とい
うふうに国から来るお金が率が下がりまして、
影響額といたしまして、八代市、例えば、10
0億、医療給付費が100億といたしますと、
34億から32億と、約2億円の影響額になり
ます。一応平成24年度に医療制度改革がござ
いまして、国の分は34%から32%に下げる
けれども、その分県のほうに特別調整交付金と
いうのが行っております、国からですね。県の
ほうには、それまで7%、県のほうへ国のほう
から特別調整交付金として配分されていたのが
国庫負担金を2%下げることによって、その分
を県のほうに上乗せというか、県のほうは一応
9%国から来て、県は県の判断により各自治体
にそれを、各保険者の財政事情とか特殊事情、
医療費が高いとか、県の裁量によって配分でき
るようになった。それまでは定率34%、医療
費が高い市町村もあれば財政力の低い市町村も
ある、一律34%国のほうはやっておりまし
たけれども、32%に下げたことによって、県の
ほうで県の裁量で市町村間の財政の均衡を図
るようという趣旨の医療制度改革があつて、今
現在34%から32%という状況でございま
す。国庫負担金につきましては。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、
堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 結局国から出る分につ
いては今までと変わらない、2%減らして2%
ふやすというふうな状況じゃあつとですよ、
単純に言えばですね。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 状況とし
てはですね。

○委員（堀口 晃君） そうということですよ
ね。

○委員長（中村和美君） というのを踏まえ
て。

○委員（堀口 晃君） それともう一つ。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 国については国保財政の安定化を目指すということで、今、何か制度を変えようとしているのか、その辺のところの情報なんかは今入っていますか、国民健康保険。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。社会保障と税の一体改革ということで、社会保障制度改革国民会議という言葉が耳にされたことがあるかと思いますが、1年間の審議を経て、ことしの8月6日の日に国民会議のほうから報告書がございましたけれども、とにかく今、国保の保険者というのは市町村が保険者になっておりますけれど、それを平成29年度を目途というか、めどに一応保険者を都道府県化、各自治体じゃなくて県のほうに保険者、運営主体を移行させるという報告、方向性、報告書がなされております。

一応、これから多分、国と地方の協議の場というのが結構頻繁に行われて、まず役割分担といいますか、運営は国がするけれども、保険税の徴収はどうするのか、それと保健事業、いろんな特定健診とか、そういう事業はいろいろと議論はあるみたいですが、税の徴収まで、賦課まで県が持つとした場合、均一、統一の保険料にするのか、その辺もあるし、多分今の方向性としたしましては、市町村がこれまでどおり保険料の賦課徴収は市町……、これから役割分担ははっきりしていくんでしょうけど、ちょっとまだ不透明な部分ございますけれども、そういう流れではございます。

その前に、一応、都道府県としてみれば、まず、保険者を県に移行する前に、国保の構造的

な問題、財政的なことを国民健康保険というのは低所得者が多くて高齢者が多い、また医療費の水準も高いということで、まずもう構造的にも赤字といいますか、その国保自体の構造をまず解消し、そのために国からの財政支援が必要だと考えております。構造改革をした上であれば、都道府県としてみれば保険者となってもいいと。そういう、前提としては構造改革を行ってほしいという要望はされてるみたいですが、国の方に対して。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） そういう形で国のほうはいろんな低所得者であったりとか、いろんな方々に対して手厚い部分をしようということで、国民会議を開催して、今まで市町村であったものを今度は県のほうに移行するというふうなことを平成29年度までに何かやってみよう。その中において、非常に細かなサービスができなくなるんじゃないかという懸念があるからこそ、今回、こういう陳情になっているのかなと思うとばってんが、そのところ、あとは国の負担増をなささいよという、国もお金を持ってないという状況の中においては負担増、負担増といったって、これはしょうがない話だけですね、国がその辺も含めてですね、この国民健康保険についてはいろいろ施策を打ってきてるような気がするんですけども、今後の将来性についてですね、そこはわかった上でですね、低所得者であったりとかサービスを受けられない方がいらっしゃるという部分は、高齢者であったりとかっていう部分も、そこについてやっぱり手厚い保護をするんだということも、今からやろうとしているような気がするんですけど、そこはどうなんですかね。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。来年の4月から消費税が5%から8%、3%上がるということで、約5兆円ぐらいのまず増収になるんでしょう。国保に関しましては、約2200億を一応保険者の支援といいますか、2200億円のうちの500億円というのを今、制度上、5割軽減、2割軽減、低所得者のために軽減する措置がございますけれども、市町村が軽減することによって、財源が減るわけですので、その分の補填という形でその対策ちゅうことで500億、国のほうは検討しているということです。あと残り、その2200億円のうちの500引いて1700億円につきましては、保険者の財政支援ということで検討しておりますけれども、まだ、どうしてもずれがあるもんですから、4月に消費税が上がっても丸々1700億円というお金が入ってきませんので、一応まだ26年度につきましては低所得者対策ということで2割、5割軽減の拡充というのはある程度見えておりますけれども、保険者の支援というのはちょっと、実施はするけれども、ちょっとおくれるというふうな情報ではございます。

○委員（堀口 晃君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ということを踏まえて、皆様方の御意見を聴取したいと思います。いかがでしょうか。

○委員（百田 隆君） 継続審査にしたら、どうやندろうか。

○委員長（中村和美君） どうぞ、百田委員。

○委員（百田 隆君） はい、継続審査にしたら。

○委員長（中村和美君） そうですか。今、百田委員のほうから継続審査でという、国の出方を見るというようなことだと思いますけど、ほかございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 異議なし……

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。よろしいですか。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 御参考までにですね、先月14日、全国市長会というのがございます、その市長会のほうで要望がしてございます。この医療制度改革ということで、一応市長会のほうでは国庫負担の増額をお願いしたいということ、それと保険者の都道府県化につきましては、実施時期を明確にして早急にしてほしいというふうな要望が、市長会からは国のほうに陳情、提言はなされております。先月の11月14日でございますけれども。

○委員長（中村和美君） ということでございます。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 市長会からそういうふうな提言がなされて、要望がなされているということについては、ここの熊本県社会保障推進協議会の会長が提出された受理月日が10月の28日でございますので、多分このことは御存じなかったというふうなことになるかと思うんですね。で、これを踏まえてかどうかわからぬけども、市長会のほうからそういうふうな形で要望が出ているならば、あえて議会からという部分がどうなのかな、市長というのは、もう八代市全体のところでの要望でございますので、これについて、私はもう審議するには、もう既に要望をやっているならば、もう審議しなくてもいいような形がするんで、審議未了でもいいのかなんとも思っておるところです。

以上です。

○委員長（中村和美君） という今意見がございました。

○委員（友枝和明君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 今、堀口委員の言いな
つごと、市長会からそういう要望が出とればで
すたい、あえて——あえてていうか、委員会で
するっていうあれじゃなくて、審議未了でも。
私も百田委員のあれもあります。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） その市長会から要望が
あつとるちゅうことは、それは受けて、しか
し、結果はまだ出とらぬわけでしょうが、要望
だから。

○委員（堀口 晃君） うん。だから、これも
意見書の提出方を願っているわけだけんが、要
望してくれって話ですもんね、同じようなこ
と。

○委員（橋本隆一君） 済みません、確認で
ございます。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい、済みません、橋
本です。今の市長会での要望というのは、2の
ところは、都道府県単位の運営に移行する広域
化を行うようにって言われたんですか、行わな
いようにって言われたんですか。この反対のこ
とを言われているのか、ちょっと気になったん
ですけれども。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねん
きん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 陳情書の
ほうは行わないようにということでございます
けれども、市長会のほうは行うように、早期に
という、反対の要望になりますけれども。国保
の保険者は市町村じゃなくて都道府県化を、市
長会としては要望してると、早期に。実施時
期、先ほどは29年度と言いましたけど、一応
国民会議の報告書では29年度をめどというこ

とですけども、それをめどに一応それに向けて
都道府県協議をなささいということなんですけ
ども。以上です。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員、よ
ろしいですか。

○委員（橋本隆一君） はい。もう一回、じ
ゃ、済みません。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○委員（橋本隆一君） 今のことに関連してで
すね、市長というのはやっぱり市のメリットを
考えて、そう言われているんだと思いますね、
各市長です。ここの住民サービスが低下する
のということが市民目線から見たらどうかとい
うことでの、この提案だと思えるんですけど
も、実際に市の運営から考えたときに広域化の
メリットとデメリットちゅうのは具体的にはど
ういったところを上げられると思います。それ
がないと、ただ広域化は賛成ですよ、反対です
よと言われても、市として、こういうメリット
があって、広域化を行うことにこういうデメリ
ットもありますよって。じゃ、皆さん、それ
を見てからどっちがいいか選んでくださいとい
うのははっきりわかるんじゃないかと思うん
ですけれども。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねん
きん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） まだいろ
いろと不透明な部分がありますので、ちょっと
わかりませんけれども、一応市民サービスの低
下にはつながらないように保健事業ですね、今
までどおりやっぱし住民と直接携わる市町村が
多分——だから、その役割分担といいますか、
サービスの低下につながらないようにですね、
はしていかないといけないと思いますけれど
も、我々もちょっとまだちょっとどういうふう
になるのか不透明な部分がありますので。

○委員（橋本隆一君） そうですよ。済みま

せん。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） そこら辺がわからない段階で行うか行わないことを審議してくださいというのは、審議する材料がないのに審議しようがないのではないかと思うんですけども、はい。

○委員長（中村和美君） ですから、どうお考えでしょうか。

○委員（橋本隆一君） そこで、今、百田委員言われたように、この場ではやっぱりそういった材料が少な過ぎるということなので、やっぱり継続審議のほうでよろしいのではないかと思います。

○委員長（中村和美君） それでは、継続審査を求める意見と審議未了を求める意見とがありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） それでは、賛成少数と認め、本件は継続審査としないことに決しました。よろしくお願い申し上げます。

それでは、お諮りいたします。

本陳情については、閉会中、継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎陳情第4号・介護保険制度の充実を求める意見書の提出方について

○委員長（中村和美君） 次に、新規に付託となりました陳情第4号・介護保険制度の充実を求める意見書の提出方についてを議題としま

す。

趣旨は文書表のとおりですが、（発言する者あり）念のため、書記に朗読いたさせます。

○書記（小川孝浩君） （書記、朗読）

○委員長（中村和美君） 要旨は文書表のとおりでございます。本陳情について、質疑、御意見等ありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。同じ、先ほどの陳情とあんまり変わらないような、何というんですかね、国庫負担を介護保険財政へ大幅にふやすことというのがこの陳情の要旨だと思うんですけども、たしか消費税増税の分は介護に今度回すとかっていうようなお話だったかというふうに聞いてますけども、これに関しても具体的な、何というんですかね、数字が示されてるような内容だとは思えないんですよ、この陳情書の中身からするとですね。確かに介護報酬の大幅な引き上げとかってというのは、働く側からしてみればわからぬでもないんですけど、結局その分に関してというのは、もういわゆる介護保険の掛け金で賄われている以上の中で行われている事業であるとすれば、介護保険料の増額につながるのが、何というかな、自明の理というか、そういう部分じゃないのかなと思うんですけども、もう少し中身についてですね、詳しいお話をやはり聞かせていただきたいなという……。

○委員長（中村和美君） 執行部――。

○委員（堀 徹男君） そうですね。

○委員長（中村和美君） いかがですか、ただいま執行部の聴取を求めようという意見が出ましたけども。

○委員（堀口 晃君） はい、私も聞きたいと思います。

○委員長（中村和美君） それでは、ただいまから執行部の説明を聴取したいとの意見が出さ

れました。本件について、執行部から説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、そのようにいたします。

では、執行部より説明をお願いしたいと思います。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

介護保険制度の今後の改正等でございますけれども、まず、介護保険制度の財政の仕組みでございますけれども、これはかかった費用に対しましての歳入といたしましては、国・県・市、そして第1号被保険者、第2号被保険者がそれぞれの定められた割合で負担するということになります。御存じのとおり、高齢化に伴いまして、高齢者がですね、だんだんふえていくということによって介護給付費もどんどん膨らんでいるというような中で、被保険者の方が納められる保険料もそれに伴って上がっていくというような構図ということになります。

今回ですね、陳情に上がっておりますそれぞれの点でございますけれども、これらの内容は主に第6期の介護保険事業計画、27年度からスタートしますけれども、それに向けた今現在、国ですね、介護保険制度見直しの部分であるということでございます。社会保障審議会の介護保険部会で11月の下旬までに数回ですね、協議を行われておりまして、ある程度、今、意見が取りまとめをなされたところですが、その中ではここに上がっていますように要支援者のサービスの事業市町村への移管ということがございます。これは、現在、保険給付費の中には要介護者への給付と要支援者への給付というふうに分かれておりますけれども、

この要支援者の給付の中から具体的に申しますと、訪問介護、通所介護、この2つの事業について、保険給付から切り離して市町村事業でやる地域支援事業に移管するというようなことが予定をされているところであります。また、利用料の引き上げにつきましては、ある程度所得がある方については、現在の1割負担から2割負担に引き上げるようにというようなことも盛り込まれております。

3番目の、施設入所者の対象者から軽度者を外さないこととありますけれども、これにつきましては、現在、特別養護老人ホームの入所の対象者というのは要介護認定を受けていらっしゃる方が対象となっておりますけれども、その中で中重度の3以上の方、この方々に限定しようということが盛り込まれているということでございます。

4点目の、処遇改善でございますけれども、これは現在第5期の事業計画内ということですので、26年度で一応は処遇改善は終わりということになっておりますけれども、現在、また次期ですね、計画に向けて協議がされておりますので、これが継続されるのかどうか、どういった形になるのかというのはまだ不透明なところでございます。

5点目につきましてはですね、これは国庫負担がふえますと、その結果、被保険者が負担する保険料が削減されるということもございますので、こちらについては全国市長会のほうでもですね、以前より要望しているところでございます。

以上です。

○委員長（中村和美君） 大変ありがとうございました。ということを踏まえて、御意見ございませんか。——いかがでございましょうか。

○委員（堀 徹男君） いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 趣旨としては、保険料

は負担はふやすな、支給何でしたっけ、サービスは向上してくれということで、その財源としては国庫負担金からたくさん出してくれということで、済みません、その国庫負担の財源に関しては消費税増税分のあれは介護に回るっていう話だったと思うんですけど、その辺の数字みたいなのって、今わかりますか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。来年度から引き上げられます消費税の収入の中から、介護保険へ今予定をされておりますのは、低所得者の保険料を軽減するために1300億円ほどの投入がですね、予定をされているということでございます。

○委員長（中村和美君） ありがとうございます。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ここで出ている陳情についての意図はわからぬわけではないんですけども、社会保障制度の審議会だったりとか、いろんなところで今改革をされて、平成27年度から第6期の見直しがある。その部分でのこういうことがあるけんが、いかぬよという内容だろうと思うんですけども、少なくとも2番目の利用者の利用料の引き上げは実施しないことということについては、低所得者については値上げはしませんけども、高所得者については負担割合を1割から2割にしようという、こういうふうなことで、今までずっと会議を重ねられて準備をしてきたものを、一律利用料の値上

げは実施しないことというようなことを、こちらの議会からですね、国に対して物申すのはいいかがかなというふうなところもございます。

今でもいろいろ処遇改善であつたりとかという部分をやっている、低所得者であつたり、高齢の方だったり、いろんな方々の部分について、いろんな事業を私は施策をしていただいているような気がするんですね。で、それをしていけるにもかかわらず、こちらからもっとせい、もっとせいというふうなところが、果たしているのかなというふうなところのちょっと考えがあって、まだ継続審査なのかどうするのか、採択するのかというふうな部分について、まだ私判断しかねるところでございますけれども、今、課長のほうからですね、御説明がありましたようにいろいろ処遇改善の部分についてはやっているし、要支援サービスについても、事業者を移さずというふうなことがありますけども、先ほどのことのように全体的を見る部分についてどうなのかということ、あとの細かい作業についてはそれぞれその県単位でやっていくという状況があるんだろうと思うんで、今まで会議の中で国の部分において、財政を含めてですね、いろいろな介護保険制度については見直しがなされてきているような気がするんですね。そこについて利用料の引き上げを実施しないことなんていうのが果たしていいのかどうかということについて、ちょっと判断しかねるところでございます。

○委員長（中村和美君） いかがしますか。堀口委員。

○委員（堀口 晃君） いや、判断しかねているところですよ。ほかの委員さんの意見をまた聞かしていただいて。

○委員長（中村和美君） 橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 意見として。今、堀口委員が言われたとおり同感でございます。特にちょっと疑問に思ったのが、確かにここに書い

てございますように、マスコミ等では施設入所者の対象者から軽度者を外す、要介護3以上でないと利用できないですよ。逆に言えば非常に重度化されている高齢者の方が在宅で支援を受けているということが、家庭介護の困難を今非常に持っているし、そうすると、今、特老なんかの状況を見ますと、待機者が100人とか200人とかいる状況の中であると。割と軽度な方はそういったところから有料型とか中期型のほうに移行してもらって、別にその人たちをもう一遍家に返して家で見れっていう、そんな家庭の状況もあるわけですから。何も国はそういった人たちを追い出そうというふうな計らいはないと思うんですね。何も介護保険を、弱者を締め出して、そういう意図は全くないと思います、この保険というのはですね。いかにしたら、多くの人が公平に平等に支援ができるかということで、この介護保険ってなされた制度ですので、一見、国が締めつけを行っているようにという判断をされているところがちょっと、自分たちとしては、そこまで国はそこまで締め出しをしていないんだらうという判断ですので、これを提出をすることに対しては、私は賛成はできないというふうに思います。

○委員長（中村和美君）　ということは不採択――。

○委員（橋本隆一君）　不採択と思います。

○委員長（中村和美君）　ということですね。今、不採択という意見が出ましたが、ほかに。

○委員（西濱和博君）　はい。

○委員長（中村和美君）　はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君）　はい。介護に関連して言いますと、負担と給付のバランスというのが非常に大きな課題の一つかなというふうに思うところですが、例えば、前年度国の予算の実績で、今後、2025年を見越したときの給付の増というのが、試算されてるので行くと

2.4倍に上がるんじゃないかと国は言っていたかというふうに思います。

2025年というのは、団塊の世代の方々が一気に高齢層に入られるという時期を間近に控えているというところじゃないかなというふうに思うんですけども、そうした場合に私どもが文教福祉委員会で例えば、国保だとか、介護だとか、医療だとか、個々の分野のあり方について審議するのは当然のことであるんですけども、例えば、福祉行政を見てみると、児童手当だったり、生活保護だったり、あるいは分野を越えれば環境問題だったり、教育だったり、国全体として、今から先、少子高齢化の中でどこに重点的に財源を配分していくかという大きな枠でも見詰める必要が一方であるのかなという気がするんですね。

そういった議論をここでするのは非常に時間もかかるし、困難をきわめるというのも承知しているところではあるんですけども、確かに一つ一つの御要望をたどっていくと、そうできれば、財源が潤沢にあればそうしていきたいというのが市長会の意見かもしれないですけども、大きな枠のスキームで考えたときに重点的に安定して、これから先の後世代にツケを回さないようにしていくためには、どういうふうな配分のあり方がいいかということも、一方では考えないといけないかなというふうに思うところでございます。

そうしたところも踏まえて、先ほど来お話がありました国民会議を約20回踏まえての8月の取りまとめ、そして、プログラム法案が出された。そして、国と地方の協議の場が、一方では継続しているというところでございます。国と地方の協議の場は、先ほどお話があった市長会のもとより、町村会、都道府県議会、市議会、町村議会、地方6団体が入っているという、行政と議会が一緒になって議論をしている場が一方ではございますので、そういったとこ

ろで広範にやりとりをしていただくというのも一つ重要なファクターかなというふうな気がいたします。

前置きが長くなりましたけれども、今回いろいろ後にも陳情が幾つも国保関係とか医療とか出てるんですけども、私の総じた意見としては、そういった全体として考えていく上においては、地方6団体の対応あたり、政府への意見の出し方あたりもひとつ注視していく必要があるのかなというふうに思いますので、私はこの件については審議未了で差し支えないというふうな意見を持っております。

以上です。

○委員長（中村和美君） 今、不採択、審議未了ということがございました。ほかございませんか。

小会します。

（午後0時18分 小会）

（午後0時24分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

ほかに意見ございませんか。百田委員。

○委員（百田 隆君） 継続審査ということはできぬとですかね。

○委員長（中村和美君） ですから、それは皆さん方の意見で。ただ、今、不採択、審議未了、そして不採択という意見が出ておりますので、ほかの委員の皆さん方はいかがでございますか。

○委員（堀 徹男君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） もう各委員の判断に任して挙手による採決でいかがでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい。それでは、各委員ということは、今まだ審議未了と不採択だけでございまして、百田委員はいかがお考えですか。

○委員（百田 隆君） はい。継続で。

○委員長（中村和美君） 継続ですね。わかりました。

それじゃ、継続審査を求める意見と審議未了を求める意見と採択を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい。挙手少数と認め、本件は継続審査としないことに決しました。

それでは、お諮りいたします。

本陳情については、閉会中、継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

それでは、しばらく休憩いたします。13時半から再開いたしたいと思います。よろしくお願いします。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午後0時26分 休憩）

（午後1時30分 開議）

○委員長（中村和美君） それでは、休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

◎陳情第5号・国民健康保険療養費国庫負担金の減額調整廃止を求める意見書の提出方について

○委員長（中村和美君） 次に、新規に付託となりました陳情第5号・国民健康保険療養費国庫負担金の減額調整廃止を求める意見書の提出

方についてを議題とします。

趣旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

○書記（小川孝浩君） （書記、朗読）

○委員長（中村和美君） はい。それでは、本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ちょっと事務局に確認をしたいんですけども、このことについて、前、何かこういう趣旨での陳情が上がってたような気がすつとぼってんが、これは上がってなかったですかね。何か前にそういう思いがあったんですけど。

○委員長（中村和美君） しばらくお待ちください。

○委員（堀口 晃君） はい。（「小会」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 小会します。

（午後1時33分 小会）

（午後1時39分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。事務局のほうから、どうぞ。

○書記（小川孝浩君） 堀口委員からお尋ねの部分は、ちょっとこちらでは調べておりませんので、また後ほど確認して回答いたします。済みませんでした。

○委員（堀口 晃君） はい、済みません。委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） このことについては八代市もですね、現物支給にする際にいろんな弊害があるということではなかなか踏み切れなかった事情があったように私も記憶をしてるところであります。この中の下から5行目ぐらいに、国庫負担金を減額しておりっていうことで、こ

のことが現物給付方式に改善する際の障害となっているというふうな部分で、減額されるけんが、現物支給にはならないんだという、こういうふうなことの内容だというふうに思っておるんですね。減額されなかったら現物支給になるのかっていったら、そうじゃなくて全体的に考えたら、この部分については調整額を廃止、調整を減額をすることをやめなさいよというふうなところの意見書の提出というふうなことだろうと思うんですね。

八代市についても減額をされてる部分があって、確かに市町村単位の中でそれ改善をして、窓口での無料化を進めているところなんですけども、これを国全体に広めていきなさいよというふうなことだろうというふうに思っているんですよね。果たして、この調整額が廃止、減額が廃止されるならば、この医療費助成制度が大きく飛躍するかというと、そうでもないような気がいたしておるところです。その中で、じゃ、どやんふうな答えを出せばいいかというふうなことを今ちょっと考えてるところなんですけど、確かに子供たち、八代市においても現物支給であるがゆえに安心して子供さんたちを病院に通わせることができているっていう状況がある。それは八代市がある程度応分の負担をしているっていう状況がある。これがその当時で幾らだったかというふうなことはちょっと記憶していないんですけども、よければ、その辺のところをですね、執行部のほうにちょっとお話を聞かしていただければ、もっと正確なところが出てくるように思っておるところですけども、もう一回執行部の説明をちょっと聞きたいなと思っているんですが、いかがですか。

○委員長（中村和美君） はい。ただいま堀口委員のほうから、執行部の説明を聴取したいとの意見が出されましたが、いかがいたしましょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本件について執行部から説明を求めることに

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。それでは、しばらく小会にします。

（午後１時４１分 小会）

（午後１時４１分 本会）

○委員長（中村和美君） 質疑を再開いたします。よろしいでしょうか。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課課長、お願いします。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。窓口無料化したときの影響額ということでございますでしょうか。はい。私どもが、乳幼児医療費助成につきまして平成２０年１０月から窓口を無料化ということでしたが、そのときに試算しておりました一応影響額でございますけれども、国保療養給付費負担金につきましてが約１４００万程度、それと国保普通調整交付金が４６０万程度ということで、合わせまして約１９００万弱あたりが影響でございました。それに加えて、今年の１０月からは小学校３年生まで引き上げましたというところがございます。その分につきましての影響額の見込みが国保療養給付費負担金の持ち出しが、さらにプラスの１７０万円程度、国保普通調整交付金の追加分が約４０万円程度ということで、この分で約２００万程度がふえているということで、合わせますと約２０００万を超えるぐらいの影響が出てるといふふうに試算をしたところでございます。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。そこで、この部分について、国庫負担金の減額についての影響額を今お伝えいただいたというところで、２０００万円ぐらいが八代市に来なくなったという

ふうなことですよね。これについては一般財源で賄っているというところなんですかね。

○委員長（中村和美君） 誰ですか。岩瀬隆敏国保ねんきん課長補佐。

○国保ねんきん課長補佐兼保険税係長（岩瀬隆敏君） はい。ただいまの不足分につきましてはですね、いわゆる国保特別会計の中で事業分、事業財源、大きく言いますと、国保税ですね、そういったもので賄うということになってまいります。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかがございませんか。執行部おいででございますので。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 済みません。これをですね、国が全額賄うっていうか、後からも出てくるんですが、後の陳情も出てくるんですが、同じようなことだと思うんですけども、国がこの制度の減額をしなかった場合に、国は国なりの応分の負担がそこには出てくる話ですよ。それを八代市はもう子供少子化対策も含めてですね、これを率先的に今やっているという状況、今後市長は高校生まで含めた部分でのという、視野も入れているというふうなお話になるところなんです、やっぱり八代市についてはこれを国からの給付をいただけないというふうな、減額をされるという状況について、かなりのやっぱり痛手になっているというところは現実として、現場としてあることなんですかね。

○委員長（中村和美君） はい、岩瀬国保ねんきん課長補佐。

○国保ねんきん課長補佐兼保険税係長（岩瀬隆敏君） 先ほど試算の額、２０００万ほどございましたけれども、そういった面です、かなり影響は大きいというふうに感じております。さらにこれが無料化の年齢層がですね、拡

大されますと、またさらに負担がふえるものというふうに見込まれますので、国保を預かる者としてではですね、非常に懸念する部分ではございます。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） そこで、国のいろいろ改善、改善が毎年されているような、改革みたいなことがあるんですけども、このことについて、何か新しい情報であったりとか、今後こういうふうにやっていくんだというか、方向性がこのことについてですね、示されてるということはないか、その辺は情報として入っているかどうかちょっとお聞かせいただきたい。

○委員長（中村和美君） 岩瀬国保ねんきん課長補佐。

○国保ねんきん課長補佐兼保険税係長（岩瀬隆敏君） はい。ただいまの医療給付費の国庫負担金につきましてはですね、特別に減額調整に関する動向というのは今のところは見られておりません。国としても、市町村——保険者ですね、保険者の均衡という観点からはこの制度については、今のところ見直す様子はないというふうな状況でございます。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。御存じだったら、それぞれ例えば、熊本県であるならば、何か所ぐらい、これやっているのか。もしくは全国で何%ぐらいのがっていう、その辺のところはまだ把握されてないでしょうね。もし、わかればというふうな。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。乳幼児医療費の助成の場合ということで、一応限定で申し上げますけども、一応現在、併給と言いまして、現物給付をやっている自治体が、熊本

県内では36市町村がもう既にやっているというところがございます。償還払いのみという市町村が9市町村ですので、こちらについてがそういった国庫負担金に対する減額がないんだと。ほかのところは基本的には窓口無料化やっていますので、こういった制限は受けてると、そういうふうに思われます。

○委員（堀口 晃君） わかりました。

○委員長（中村和美君） はい、今、執行部のお話をお聞きして、ほか何かございませんか。——それでは、意見を求めたいと思います。どなたか意見は。はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 確認なんですけど、八代市の国保特別会計の中では苦しい思いをしているということの認識でいいわけですね。

○委員長（中村和美君） はい、岩瀬国保ねんきん課長補佐。

○国保ねんきん課長補佐兼保険税係長（岩瀬隆敏君） 何度も申し上げて申しわけありませんが、先ほど来2000万ほどの財源不足ということになりますので、その分で非常に厳しいなというふうに感じております。

○委員長（中村和美君） はい、ということですよ。

○委員（堀 徹男君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。自分たちの足元の部分に関してですね、言えばそれはこの方がおっしゃるとおり、意見書提出しても差し支えないんじゃないかなとは、私は思います。

○委員長（中村和美君） はい。今、採択という意見も出ておりますが、ほかにございませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 八代市も窓口無料化については、期間として追うならば非常に近いと

ころで、新しくこの制度を独自に導入したというようなことを私たちも目の当たりにしているところですが、執行部の提案という段にあっては、いわゆる減額調整がなされるということは承知の上で提案されたわけでございます。自治体の財政負担、いわゆる特会調整の中において、それでもなおかつ市民サービスに供するんだと、福祉の増進に寄与するんだという観点があって提案されたものだ、という趣旨が背景にあってのことだろうというふうに、私個人的に受けとめるところがございまして、だからこそ、全国の自治体が地方分権時代において、子育て政策だとか医療の面においてどれほど力を入れるかというのは、こういうところにあらわれてきているんだろうと。財政力がないところは、なかなかできない部分も、思いがあってもできないんでしょうけれども。

したがって、ここの制度設計においては、非常に国の国保制度を運営していく上では、大きな歯車の一つであるというのは従来から議論されてるところかなというふうに思うところがございます。たまたま八代市は実践しているところなんですけれども。

したがって、これから先、全国的にこれがある意味、抜本的に改革するに及ぶかどうかということは非常に慎重な議論が今後に必要なテーマじゃないかなというふうに思うところがございます。確かに思いとしては、当事者にとってみれば、あるいは八代市の運営上は、こうすることにしたいんでしょうけれども、国家政策としての国保運営上については非常に重みがあることではないかなというふうな感想を持つところです。

したがって、八代市が、これから先、対象年齢を引き上げていくに当たりましては、先ほどの約200万の追随、またそれから先ということになれば、いろいろな政策的な取り扱いも出てくるでしょう。同じ思いは全国の自治体

もしてるということで、一律これを制度設計を変えるというには、非常になかなか及びにくいテーマじゃないかなというふうに思うところです。個人の感想ですけど、以上です。

○委員長（中村和美君）　——で。

○委員（西濱和博君）　私は、ちょっと審議するには、これは結論を得るには及ばないんじゃないかなという気がいたします。そのように思います。

○委員長（中村和美君）　審議未了ということですか。

○委員（西濱和博君）　はい。

○委員長（中村和美君）　はい。ほかございませんか。

○委員（村川清則君）　はい。

○委員長（中村和美君）　はい、村川委員。

○委員（村川清則君）　先ほどの案件もだったんですけれども、要するに国の負担を多くしなさいということで、結局、突き詰めて考えれば、国も国で何かのあれでふやさぬといかぬのしょうから、結局増税という形になって、何か同じような堂々めぐりのような気もいたしますし、採決するにはちょっと違うのかなという気がいたします。

○委員長（中村和美君）　——ということは。

○委員（村川清則君）　審議未了じゃないかと思えます。

○委員長（中村和美君）　未了ですね。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君）　それでは、結論を多数決でとってよろしいでしょうか。それともほかございませんか。

それでは、ただいま採決とそれと審議未了という意見が出ておりますので、これよりお諮りをいたします。

審議未了を求める意見と採決を求める意見がありますので、まず、審議未了についてお諮り

いたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、閉会中継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) ありがとうございます。挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)ありがとうございました。

◎陳情第6号・乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書の提出方について

○委員長(中村和美君) 次に、新規に付託となりました陳情第6号・乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書の提出方についてを議題とします。

趣旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

○書記(小川孝浩君) (書記、朗読)

○委員長(中村和美君) 本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員(堀口 晃君) 委員長。

○委員長(中村和美君) はい、堀口委員。

○委員(堀口 晃君) 先ほどの陳情第5号の部分ともうほとんど変わらないというふうに私は思っております。両方ともですね、ごもっとも、確かにこれはええことだというふうに思っております。八代市においても非常に厳しい財政状況をこれから迫られていくわけだし、国においても、平成の大合併と言われる部分で非常に厳しい状況がある中において減額をしていって財政状況も加味するところです。このことをですね、国に対して、医療費の無料制度を早期に実現しなさいというふうに言ったときに、言うのはたやすいんです

が、じゃ、その財源はどこにあるのかというふうなところが、非常に危惧されるところでもあるわけですね。

確かに子育てで少子化の問題について、このことについては創設していただきたいというのは、もうこれは誰でも、もうなれば本当にすばらしいことだし、なっただきたいなと。しかし、その反面、どっかでまたしわ寄せが来て、またそれに対する増税、負担感が募るという状況があるんで、何もかも国に要望する、お金を出してくれ、出してくれというふうな要望についてはですね、私は賛成しかねるところがございます。もう少し精査する必要があるんだなというふうには思ってますし、僕はこれについては提出をしないというふうなところでの、はい、不採択というふうなところでの思いであります。

○委員長(中村和美君) はい。ほかございませんか。

○委員(堀 徹男君) いいですか。

○委員長(中村和美君) はい、堀委員。

○委員(堀 徹男君) 国に対して要望というか、意見書の提出をお願いされる文書でありますけれども、私たちは市民の声を聞いて、それを届ける係でもあると思いますので、何といたしますか、市民目線での意見を国に届けるという役割がやってもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

先ほど来、お話があっている介護とかについてはですね、要するに働ける世代の人たちが応分の負担をできる部分でありますけれども、この部分に関しては子供たちに、子供に収入を求めて、そこから応分の負担ができるかっていうと、そういった部分ではないところを、この方は御指摘されてると思います。その声をですね、市民の代表として国政に届けるというのも本来、我々市議会議員としての役割の一つではないかと、私はこのように思います。できれば

採択して意見書を、はい、国に上げていただければと思います。

○委員長（中村和美君） はい。という、今、採択と不採択ということで意見がありますが、ほかの委員さん方、いかがでしょうか。

○委員（堀口 晃君） もう一ついいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 私も、もう不採択というところを今お話し申し上げましたんですけども、八代市においては、今おっしゃられたように市民の声を代弁する議会ということで、私たちがやってきた分については、先ほどから出ているように現物給付方式ということで、就学前というふうな部分で、一市においても、今度市長がされる、高校生まで視野を入れてされるっていう、この部分については今の制度の中においては、それぞれの市町村がそれぞれの枠の中で今やっている状況があるわけだし、このことをやってる、やってないところも中にはあるわけだけど、それを一律にやりなさいよというふうなことについてはですね、僕はそれぞれの自治体の中での声の反映だというふうに思って、それを国に対して、全部の市町村、県下全部ですね、そこにこうやりなさいというふうなところでの部分については、もうちょっと違うような気がするんですね。

確かに、もう何回も言いますが、このことについてはもう本当いいことだというふうに私は思ってる。で、それぞれの思いというのを国に届けるというのは、当然私たちの役目だろうし、しなければならないことだろうというふうに思っておりますけれども、今、私たち八代市が行っている、この部分については、ここは小学校就学前の子供たちを対象とするというふうな部分でありますけれども、私たちは既に小学校3年生までのところまで市民の声を届けて、今行っている状況があるわけですね。そのことも踏まえて、言うならば、まだやっていない

就学前のところのところの自治体が声を上げていただく部分についてはもうやぶさかではないけれども、それぞれの自治体の中でできるところ、でけぬところって、それはもう仕方がないようなところもあると思いますけども、これを全体的、国全体として制度を確立しなさいというのは、僕はちょっと違うような気がいたしております。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかがございませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。先ほどの発言にもちょっと関連してくるんですけども、日本のこれから先の人口だとか年齢構成層だとかの構造を考えましたときに、もう言うまでもなく高齢化が進む、高齢社会になってて、ますますそういった年齢層の方を若い世代が支えるっていうのに直面してくるわけですけども、医療費の関連で申し上げますと、先ほどは介護のことも申し上げましたが、前年度の予算ベースで行くと、もう25年度には1.5倍になると。前年度の医療費の公費負担が14兆8000万だったのに対して、2025年には25兆円になるというようなシミュレーションもなされておるところでございます。今のままの現行制度を維持していったとしても話です。毎年、国家の一般歳出に占める社会保障の割合が54%で、今言った年齢構成が変わるに伴う自然増で約1兆円ずつ社会保障費はふえてるということであって、新たな制度、財源確保ということをどこに委ねるのか、臨むかというのは非常に大きな課題であろうかと思います。

したがいまして、この分野の制度設計を今にわかには当てはめようとすると、この財源をどこから持ってくるかということが避けては通れな

いことだと思いますので、申し述べるのであれば、それにかわる措置というのも何がしか、やはり我々も附帯するぐらいの責任を持って出す必要があるのじゃないかなという思いがあるところでございます。

したがいまして、この点については、今後も日本の国における課題の一つだという捉え方はおかしくはないのかもしれませんが、今現在、これに対して、この件を制度化することに対しては、国の国家財力が多分追いつかないんじゃないかなというふうに思いますので、この件についても、私はこれについては不採択でよろしいんじゃないかなと思います。

○委員長（中村和美君） それでは、採択か不採択かの採決をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第6号・乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書の提出方については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手少数と認め、本件は、不採択と決しました。

◎陳情第7号・介護職員の処遇改善を求める意見書の提出方について

○委員長（中村和美君） 次に、新規に付託となりました陳情第7号・介護職員の処遇改善を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

○書記（小川孝浩君） （書記、朗読）

○委員長（中村和美君） 本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。——ございませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 済いません。国においての賃金の改善というふうな部分で今、要求をされている意見書の提出方、陳情でございますけれども、国においては平成27年の3月31日まで加算制度を今、計画的な措置というふうなことで書いてありますけれども、やっているというふうな状況で、この平成27年の3月31日まで今やっておる状況を見据えた上でですね、その後、どんな施策を今後持っていくのかというふうなことを考えたほうが私はいいかないかなというふうに。今、拙速的に、今25年ですから、26年、27年、あと2カ年ぐらいあるわけなんで、その辺のところの部分です、よく見据えた上で、この加算分で、そのした部分についてこの介護職員がどんどん、どんどんまた減っていく状況があるならば、これまた改善する必要があるんだろうと思いますけれども、しかし、この今加算措置が今あつて状況の中において、介護職員が今ふえてくるんじゃないかという臆測のもと、これは国の施策としてやっているんだろうと思いますので、そここのところを見据えた上でですね、私たちこういうふうな形で意見書の提出をする必要があるんじゃないかというふうに思っております。

ですから、今回まだちょっと拙速かなというふうなところもありますので、私はこれについては審議未了でいいんじゃないかというふうに。

○委員長（中村和美君） はい。ただいま堀口委員からは審議未了ということでございますが、ほかに意見ございませんか。——ございませんね。

○委員（堀 徹男君） いいですか、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 先ほど来の議論の続きだとですね、この要旨の中身も国の責任による

予算増ということを求められているというのであればですね、具体的な財源処置とかなんとかを提案しなさいとおっしゃる意見があればですよ、これも同様に不採択としてもおかしくないんじゃないでしょうか。私は不採択でいいと思いますよ。

○委員長（中村和美君） はい。ほかございませんか。

○委員（橋本隆一君） 済いません。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 中段の、介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較してもおよそ3分の2程度で、10万円以上も低い実態にあるという、このことの数値的なところの根拠が先ほども、私も介護職にいましたけれども、10万円以上の開きは特には感じなかったんです。

確かに、自分たちが高いかと言えばそうではありませんでした。しかし、この10万円以上という数字をあえてここに書いてあるところですね、変に誤解を招くような印象を与えてしまう。それから、何歳のレベル、例えば、20代の平均とか30代とかいろいろありますし、介護職でもケアマネジャーさんで介護職員として、現場の介護職なのか、ケースワーカーなのか、そういったところでも賃金の、こうありますし、そこら辺がちょっと不明瞭、ただ、10万円以上も一般労働者よりも低いんですよということがぼんと入れてあって、これは大変だなという印象をあえて与えてしまうようなところがありますので、ちょっとここら辺に関しては、私はちょっともう少し具体的な——具体的にじゃない、実際のところがデータにあればですね、内容として理解できるんですけども、ちょっと内容としての理解が、私できませんもんですから、不採択として扱いたいと思います。

○委員長（中村和美君） はい。それでは、今、不採択ということと審議未了ということで

ございましたが、結論、採決をしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、審議未了を求める意見と不採択、採択を求める意見がありますので、審議未了についてお諮りいたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、閉会中継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎陳情第8号・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出方について

○委員長（中村和美君） 次に、新規に付託となりました陳情第8号・安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

○書記（小川孝浩君） （書記、朗読）

○委員長（中村和美君） 本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ちょっとわからないところがあってですね、お聞きをしたいというところがございまして、ここの文面の中の一番冒頭に書いてある、厚生労働省はというところで、医政局長、そして労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長及び保健局長ということで、これは厚生労働省の、要は身内と

いうか、そういう方々が多分いらっちゃって、その人たちが言ってるのは、夜勤・交代制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題として、という提言をなさっている、厚生労働省内で提言をしているという、こやん解釈でよかつたでしょうかね。私がちょっとよくわからないんです。

それに加えて、医薬品局長を追加した6局長連名でいろんなことを通知を、改善を求める通知を発出している。要するに内部の中でいろんなことを今、この改善に向けて、労働時間であったり、勤務体制であったりということを今、厚生労働省の中で今やっているというふうなことでないかなというふうに私は解釈するんですが、その辺についてどやندらうか。私の解釈がおかしかったかな。で、自分たちで、中で改善しようとしている、改革をしようとしているときに、あえてあちらこちらから何か言う必要があつたかななんて思って、そこのところをちょっと確認したいなと思っているんですが。これは、執行部にちょっと、何かその辺お聞かせいただければ、何かすっきりするような気がするんですけども。

○委員長（中村和美君） 執行部はわかつか。

○委員（堀口 晃君） わからぬどか。（発言する者あり）

○委員長（中村和美君） それではですね、執行部の意見を聴取したいという委員からの御意見が出されております。執行部から説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」「わかるんですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） いえ、わかるかわからないかわかりませんので、ちょっと執行部を呼んでみましょうか。どうですか。（委員外笹本サエ子君「ここんとこにコンマを打ってあるよね」と呼ぶ）ちょっと待ってください。外か

らちょっと発言しないで。

それでは、ちょっと小会します。

（午後2時22分 小会）

（午後2時26分 本会）

○委員長（中村和美君） 再開いたします。

ただいま堀口委員のほうから、執行部聴取ということでございましたが、執行部へお聞きしたところ、執行部も答弁はできないということでございますので、皆さんこの文教福祉委員会のメンバーで御議論願いたいと思います。意見ございませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。この要旨から行きますと、働ける方、大人の方がですね、労働団結権とかを利用して交渉できる内容だと思うんですよ。御自分たちの世界の中で完結できることだと思いますので、あえてそれこそ我々議員の中でですね、意見書を提出するのは、私はいかがなものかと思います。よって、不採択で。

○委員長（中村和美君） 不採択ですね。はい。ただいま不採択という意見が出ましたが、ほかございませんか。

○委員（堀口 晃君） ちょっと委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） これは、ちょっとまたお尋ねなんです、今ここに求められている部分については、安心・安全の医療・介護の実現と夜勤の改善、そして大幅増員を求める意見書、それで1番、2番はわかるんですが、記のところについて3番目のですね、国民、患者・利用者の自己負担を減らし、安心・安全の医療・介護を実現することという、ここの部分について何か件名と違うような気がしてならないんですが、（委員村川清則君「何か唐突に出てきた」と呼ぶ）何か自

己負担を減らすという部分とは、また国民の自己負担を減らしてというところはまた、この案件はこの件名についてはですね、ちょっと1番、2番は理解できるところなんですけど、3番についてはまた違う案件のような気がしてならないんですけどですね。はい。そこが私の意見です。

○委員長（中村和美君） ですから――。

○委員（堀口 晃君） で、もって、いやそこは違うだろうなというふうに思って、委員長はどうお考えかなと思ってんですけど、それは答えを求めるものじゃありませんが、だけん、もう少しちゃんとですね――ちゃんとというか、陳情の中においてはきっちり表題に合ったような、何か意見書の提出方の事項を書いていただきたいなという一つの要望ですね。はい。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。本件につきましては、労働環境の改善を1番、2番にクローズアップしていらっしゃるのかなというふうに読み取りましたところなんですけれども、今回、陳情を御提出なさった名称を見ますと、恐らく医療機関に携わっていらっしゃる、雇用されてる皆さんの集まりかなというふうに推察するところなんですけれども、医療、問題、医療改革については、さまざまところでいろんな課題がやはり日本でも散見されるところで、安心した職場環境の確保というのはどの職場においても共通の願いであることには間違いないというふうに思います。

しかしながら、例えば、今回の出願が医師会さんとか、いわゆる法人なり、雇用者であるところも含めての陳情かどうかということについては、なかなか推しはかることが難しいかと思いますので、これもあくまでも

臆測の域を超えないんですけども、まずはその雇用者たるサイドと組合さん――労働者の中の労使の間での問題改善について、何がしかの取り組みを内部で行っていただく部分が一義的にあるんじゃないかなと。もしここに書いてあることが労基法だとか、労使交渉に規定してあるものから逸脱するようなことであれば、それなりの対処というのが法的にも見出せる部分がありますでしょうから、対国、政府に対しての御意見だとすると、内部の中でのコンセンサスを図っていただくのがまず一義的だろうというふうに私は思いますので、本件については今後の推移を見守るということで、審議未了でよろしいんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかがございせんか。――ほかございせんか。採決してよろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） よろしいですか。はい。

審議未了を認める意見と採択を求める意見がありますので、まず審議未了についてお諮りいたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、閉会中継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい。賛成多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

◎陳情第2号・年金2.5%引き下げの中止を求める意見書の提出方について

○委員長（中村和美君） 次に、継続審査となっております陳情第2号・年金2.5%引き下げの中止を求める意見書の提出方についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりです。本陳情について、質疑、御意見等はありませんか。

ありますか、この陳情2号は、お持ちですね。何か意見、質疑ありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） この陳情の下から3行目のところでございますけれども、後段からちょっと読みますけど、地方自治体の財政にも大きな影響を与えるものでありというような記載がありますが、これが実際に具体的にどのようなことを指しているのか、参考までに執行部に説明を求めさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい。ただいま執行部への聴取、説明とこのことでございますが、いかがでございましょうか。執行部に説明を求めますか。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、執行部へ聴取したいとの意見が出されました。本件について執行部から説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、なければ、そのようにいたします。

しばらく小会します。

（午後2時35分 小会）

（午後2時45分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

それでは、先ほど委員のほうから執行部聴取ということでございました。財政課へ問い合わせましたが、財政課としてもなかなか

返答はできないと、答弁できないということでございましたので、お許しを願いたいと思います。

ほか意見ございませんか。ほかにございませんか。

何かございませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。前回お聞かせいただいた中においては、この削減額というのは約1兆円ぐらいあるということで、臨時国会のほうで成立をし、そして、平成25年度の10月に1%の減額、そして26年の4月に1%、もう既に実施をしている状況があるということで、今、執行部のほうにお聞きしますと、月額、国民年金の受給者については600円程度というふうなところで、余り問い合わせも今現状来ていないという状況がある。そして、25年の4月にまた1%、27年の7月には0.5%の削減ということで、もう段階的にこの法律は施行されている状況があるという状況ですね。

この中で、我々がこの法律を廃止するように政府に反対をする意見書を出して、すぐぐ、はいはいというふうな話にはならぬだろうと思うし、現行こういうふうな形で2.5%の削減というのは非常にやっぱり年金受給者にとっては非常に厳しいことだろうと思います。また、来年の4月からまた1%、年金が下がる、月額600円、そして消費税が3%上がって8%というのについては、年金受給者にとって本当ダブルの痛手がこうむるような気がいたします。そこは、私の中においてはあることであります。

今回のこの大変なことになってるなということもありますし、八代市においても今後、財政的にはどんどん、どんどん減らしていけないと、赤字再建団体になってしまうって

う現状も今あるわけですし、どこかでやっばり痛み分けというのは必要な部分だろうと思って、国会の中で国の代表がそれぞれの中で意見を出し合って、それが国のほうの施策として決まったんだらうというふうに認識をしております。

我々もそうですけれども、いろんな形で痛み分けというのは必要になってくるのかな。今、そこは非常に厳しい状況というのはよくわかる。しかし、日本の今後の将来のことを考えたりとか、いろんなことをしますと、やはりここせざるを得なかったんだらうということが、私はもう思っているところです。

今、ここです、この法律に反対ということで手を挙げて、そして国に対して言うというのは相当な労力、そして力が必要かなというふうに思っているところであります。私は、これについてはですね、書いてる内容については十分理解をしているけれども、議会として、これを反対だということで、今の現政府に対してですね、ノーを突きつけるのは、議会の議員としてですね、いろんな全体図を考える上で、当然高齢者に対する部分については何らかの手当てをしていく必要があるんだらうと思いますので、そこについてはこのことをノーと言うのは、ちょっと私にはできないなというふうなところでございます。ちょっと。

だから、苦しい意見になりますけれども、前回から引き続き継続審査になっておるところですが、どこかで答えを出さなければならぬならば、私はこれはもう審議未了というふうな形で処理をさせていただけないかなというふうに思っています。

○委員長（中村和美君） はい。なかなか――と思います。審議未了という結論を堀口委員からは出していただきました。ほかございませんか。

○委員（堀 徹男君） はい。いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 国政に対して何か物申すという場合に、それに対する代案や財源の措置を一々求めてですね、声を届けなくてはいけないとなると、こういった市井の方々の意見というのは一体誰が届けるんだらうという思いがしてなりません。

我々は、ごく市民に近いところにおいて、市民に近い目線で物事を考えて、それをさらに上位の議会に届けるというのも、我々の役割じゃなかろうかと思うんですね。国政は国政で考えていただく方々がいらっしゃるの、我々は市民の目線で市民に近いところで、こういった御意見をですね、こういった声がありますよというのを国に届けるのも一つの我々の責務じゃなかろうかと思えてなりません。

ですので、私としては、これはぜひ採択していただいて、国政に意見を届けていただきたいと思えます。

○委員長（中村和美君） という意見が出ました。ほかありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 今回の陳情の提出に際しましては、前回の議会に出されたということで、執行部担当部署から、この背景あたりの御説明をいただいたところでございまして、おさらいするならば、平成11年から13年当時の物価下落の期間において、年金給付については据え置いてきたと。それを精査したところ、今回示されてる2.5%相当になっているような経緯から、新たな負担を求めるというのではなくて、その当時の措置として、法に基づくしかるべき対処がなされなかった部分を年金皆制度というようなこと

で、若い世代と一緒に今後を支えていくという中において、リスク分担というような部分もあるのかなというふうな気がいたします。そうしました場合、実際この当事者になっていらっしゃる方々の御意見がまさしくこうだろうというふうに思いますが、年金全体に今現在掛金払っていらっしゃる世代なり、今後、日本の年金制度を安定的に持続するためにどうあるべきかというのが、今回の国民年金改正法でございまして、この部分だけ改正されたわけではなくて、消費税とともに、税と社会保障一体制度で国庫から2分の1はちゃんと担保しましょうよということもバックボーンにあるわけなんですよね。まだまだこれから先、年金に対してはいろんな議論が、地方・国でも行われるわけであって、我々はこの意見も事情を承知した上で、では地元の地域にも若い世代がいるわけであって、その人たちにどう説明するかということも逆に求められるんじゃないかなというふうに思います。

先ほど、堀委員さんがおっしゃったことは、私がさきの陳情で話したことに對してのコメントかなというふうに思いますが、自由な場ですからですね、私はそういう趣旨で言ったんじゃないものですから。

今回の件については、そういう全体像をにらんだ中では、法制化された部分について、日本国内の世論がどうあるかということを鑑みますと、市にもこの件についてはそれほど苦情がないというふうな事実もございしますので、しばらく静観してよろしいんじゃないかなという気がします。根幹となる部分をしっかりと法制度として足腰を鍛えていって、加入者皆さんが痛み分け、リスク分担ができるような形で制度の醸成を求めていくという視点は忘れてはならないというふうに思いますので、今回この取り扱いについては、私は

審議未了が妥当じゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい。今、採択と審議未了ということでございますが、ほかございませんか。採決してよろしゅうございすでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、審議未了を求める意見と採択を求める意見がありますので、まず審議未了についてお諮りいたします。

採決は、挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、閉会中の継続審査の申し出をしないこと、並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長――どうもありがとうございました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めま

す。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

・保健・福祉に関する諸問題の調査（八代市公立保育所のあり方について）

○委員長（中村和美君） そのうち、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連し3件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、八代市公立保育所のあり方について、説明をお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい。上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。皆さん、大変長時間にわたり大変お疲れでございますけれども、あとしばらくおつき合いいただければと思います。

所管事務調査に関しまして、今回お願いしているところが、まず、八代市公立保育所のあり方について、それからもう一つ、子ども・子育て支援事業計画策定について、この両件につきましては、こども未来課、松村課長より、引き続き八代地域療育推進事業については、はつらつ健康課の蒲生課長より説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。委員の皆様大変お疲れでございます。

それでは、私のほうから2点ほどの説明をさせていただきますと思います。資料のほうが、お手元にお配りしております文教福祉委員会所管事務調査ちゅうことで、1点目と2点目とい

うことで掲げております資料でございます。じゃ、座りまして説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○こども未来課長（松村 浩君） まず1点目でございます。八代市公立保育所のあり方についてでございます。

当文教福祉委員会においては、西濱副委員長様を除き、委員の皆様お変わりになられましたので、公立保育園のあり方につきまして、簡潔に御説明した後に現在の状況について御報告させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

きょうは、概要版を用いての説明とさせていただきます。

まず、現在の保育所を取り巻く状況としましては、少子化の進行に合わせて、核家族化の進行、夫婦共働き家庭やひとり親家庭の増加など、仕事と子育ての両立を支援する保育所の役割は大きくなっています。また、保護者の就労状況や価値観、ライフスタイルの多様化により延長保育などの保育ニーズが求められてきております。

そこで、保育所の目指す姿としましては、将来にわたって保育所を必要とする児童と保護者へ、安定的で良質な保育サービスを提供することといたしているところです。そのための取り組みとしまして、多様な保育ニーズへの迅速で柔軟な対応としまして、延長保育や土曜日の1日保育などの実施が必要であり、また、老朽化してきております施設整備などの保育環境の整備、さらには少子化に対応した安定的な保育所運営が必要でございます。

そのような中で公立保育所の課題といたしまして、特に国の三位一体改革に伴う公立保育所への運営費補助や施設整備補助が廃止されたことにより、保育時間の拡充を初めとした保育ニーズへの対応や老朽化した施設の整備に多額の財政負担が生じることが考えられています。あ

わせて、保育所運営経費の効率化も考える必要がございます。

そこで、公立保育所の役割や存在意義を整理し、今後の公立保育所につきましては1ページの下の方に書いております5つの方法、拠点園、認定こども園、民営化、統廃合、分園のいずれかに取り組むこととしたところでございます。個々の内容につきましては、次の2ページにポイントとして書かせていただいております。

まず、拠点園でございますが、市内を4つのブロックに分けて、ブロックごとに比較的に新しい保育所を1園配置し、ブロック内の私立保育所と連携を図り、本市全体の保育サービスの向上に努めることとしております。

次の認定こども園でございますが、昨年8月に成立しました子ども・子育て関連3法におきまして、保育所機能と幼稚園機能をあわせ持つ認定こども園を、国においては拡充していく方向性が示されましたので、本市におきましても、公立の保育所と公立の幼稚園がある地域では、認定こども園についての検討を行うこととしております。

次に、民営化でございますが、民営化を検討するところとしましては、趣旨の①にありますように、将来も就学前児童数が見込まれる地域であり、②の建設年数が経過した老朽化している保育所を対象とし民営化することで、保育サービスの充実や保育環境の整備が図られると考えております。また、移管先は公募を行うとし、それに応募できる場所は①としまして、保育園や幼稚園を運営している社会福祉法人や学校法人のほか②に掲げているところを考えております。また、移管先の審査につきましては、学識者や会計士、保護者等で構成する選定委員会を設置し、選定基準の作成や候補者の選定を行うことといた

しております。また、移管に当たっての条件、民営化に当たっての対応は記載のとおりでございます。

次に、統廃合でございます。統廃合を検討する要件としましては、入園児数の状況等を把握した上で、近隣に受け入れ可能な認可保育所があることを前提に、①または②を満たした場合に検討に入るということにいたしております。午前中に説明をしました入園児童数が20名を割っている場合は、こちらのほうに該当しているところでございます。

次に、分園でございますが、中山間地域におきましては、保育所が少なく、近隣の保育所までの送迎距離が長くなりますことから、統廃合の特例としまして、入園児数が5名を下回るまでは分園として継続することといたしております。その分園につきましては、3ページにイメージをつけておりますけれども、分園になりますと、園長を本園との兼務とか、給食の配送が可能になるというところが大きく変わるところでございます。

その下には、1として公立保育園の一覧ということで14園の状況を記載をいたしております。その中で一番右側に建設時から経過年数を記載しておりますが、ごらんをいただきますと、30年を超えている施設が6園と、今後の施設整備が懸念されてるところでございます。

次に、2に保育サービスの状況をつけております。公立と私立のサービスの違い、特に延長保育の実施箇所数、または一時保育、土曜日午後の保育など大きな点が違うというところでございます。

以上が公立保育園の今後の方向性を示した八代市公立保育所のあり方でございますけれども、ここで、この方針に沿いまして、該当する保育所に説明会を実施を行っているところでございますけれども、これまでに合意を

いただきましたところについては順次実施をしていくというふうに行っているところでございます。

そこで、現在の状況について御説明をいたします。

まず、民営化でございますが、鏡町にあります北新地保育園を27年の4月からの民営化に向け、保護者や地域の皆様に御理解をいただきましたので、作業を始めたところでございます。

先ほど説明しましたように、本年10月に移管先法人を選定するために、選定委員会を既に設立をいたしております。資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

資料の4ページは、北新地保育園民間移管法人候補者選定委員会の概要をつけさせていただきます。

まず、この委員会の目的でございますけれども、移管先法人を公平かつ公正に選定するため、当委員会を設置したところでございます。その担務としましては、(1)として、移管先法人の選定基準に関する事項、(2)として移管先法人の候補者の選定に関する事項、(3)としてその他、保育所の法人への移管に関し、必要と認められる事項について審議をしていただくというふうに行っております。

また、その審議結果につきましては、市長に報告をしていただくというところになります。

次に、組織でございますけれども、委員は8人で今回構成をいたしております。学識経験者として、中九州短期大学から推薦をいただいた方1名、経営管理に識見を有する方として南九州税理士会から推薦をいただいた方1名、北新地保育園の保護者から2名、北新地地区から推薦された方として地域の市政協力員の方1名、市からこちらに記載して

おります3名、合わせて8名の方を10月に選定委員会委員に委嘱をしたところでございます。また、下に書いてあります任期、委員の責務等については記載のとおりでございます。

この第1回の選定委員会を10月に開催し、移管先法人の選定基準となります募集要項等について御審議をいただいたところでございまして、おおむねその内容については御了承をいただいたところでございます。

そこで、今後の北新地保育園の作業スケジュールでございますが、5ページのようになります。

平成25年10月のところに、ただいま申し上げました第1回の選定委員会の開催をしております。この選定基準等を示しました募集要項が確定しましたら、12月から移管先の公募を行いたいと考えております。ちょうどその右側のほうに12月から1月にかけてまたがっているところ、公募になります。公募の期間をおおむね2カ月ほどとりまして、一応応募のほうを2月に行いたいというふうに考えております。

2月に第2回の選定委員会におきまして、選定の審査方法の説明を行い、実際に応募法人の審査を行っていただくということにいたしております。

その後、第3回の委員会において、移管先法人を選定していただく予定でございます。平成26年度につきましては、移管準備期間としており、北新地保育園の行事等に参加していただくなど、引き継ぎのための準備期間を設けたところでございます。

そこで、今回募集をします募集要項のうち、土地と建物の取り扱いについて、本日は資料を用意しておりませんが、御説明をしたいと思います。

土地と建物については、現在の鑑定評価を

行っておりまして、土地につきましては鑑定評価額を最低価格として提案を求めることとしておりますが、建物につきましては施設が28年を経過していることもあり、今後、維持経費がかさむことも想定できますことなどから、無償譲渡を条件に公募をしてみたいというふうに考えております。以上が北新地保育園でございます。

次に、泉町にあります栗木保育園の状況につきまして御説明申し上げます。

資料のほうは6ページになります。栗木保育園につきましては、先ほどのあり方に基づき、平成26年度から分園の方向で、ことし6月に実施方法等につきまして、保護者の方々と話し合いを行ったところです。

資料にありますように、1の入園児数のところを見ていただきますと、栗木保育園、下岳保育園——この下岳保育園も同じ泉地域にある公立の保育園でございます。両方ともに年々入園児数が少なくなってきており、ことしの10月時点では、栗木保育園には10名の園児数がおりましたが、実際話をしましたのが6月時点でございまして、その時点では園児数は9名でございました。その年齢の内訳を見ますと、2のところに5歳児のところに2人ということがありますので、来年度は7名の園児数があるというところで話し合いを行ったところでございます。その話し合いの中で、このうち2世帯3名のところが、来年度からは下岳保育園に通わせたいというふうなお話がございました。やっぱり少ないところより多いところで通わせたいという御意見でございました。そうなりますと、3世帯4名の方が栗木保育園に残られることになった次第でございまして、そこで、保護者の方も4名ではどうしようかという話し合いをされましたことから、9月に私どものほうから、来年度の意向調査をさせていただきます

て、その結果、栗木保育園を利用されるという希望が1件もなかったと。下岳保育園とその他の保育園を希望されるということがわかりましたことから、このままでいきますと、来年度の入園予定者がいないということで、来年度の栗木保育園につきましては、休園とさせていただくという方法で考えております。

また、来年につきましては、そのほか今後の施設の利用の方法等につきまして、また地域の皆さんとの話し合いを行っていききたいというふうにも考えております。

このほかの保育園、今先ほど、あり方で御説明しました内容に該当するところでございますが、午前中、話がございました白島ぎんが保育園と宮地さくら保育園につきましては、以前から保護者の方と私どもでなかなか話が折り合わないというところがございましたので、現在は話のほうはとまってはおります。一応白島ぎんが保育園につきましては、今回北新地保育園を民営化するというところで、保護者の方が実際選定委員会のほうにもおいでをいただきまして、今後のあり方については一応動向を見ていらっしゃるというところでございます。

ですので、今後も私どもとしましては、先ほど申しましたように、特に施設の古いところについて、今後も園児数が見込まれるところについてはやっぱり民営化等を行っていく必要があるというふうに考えていますので、実施時期を見ながら、保護者の方や地域の方との話し合いを続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上が現在の公立保育園の状況でございます。以上、説明を終わります。

○委員長（中村和美君） はい。本件について何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい、いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 栗木保育園の件ですけども、10月だったかな、ちょっと紙芝居をしに行きまして、子供たちの様子とか建物の様子とか見てきたんですけど、建物も32年という経過年数がたってまして、ちょっと雑談の中ですって、もう来年で廃園というふうな声を聞いたんですよ。で、その時点では、廃園の方向だったのかなと私が思ったんですけど、今聞くと、休園ということで、休園となりますと、その施設の維持管理をまだ続けていかなきゃならないと思うんですよ。で、外にも給排水設備等があったんですけど、もう既に老朽化してまして、休園期間をどれぐらい設けた後にまた復活される予定があるのかないのかがあると思うんですけど、維持管理費が結構かかると思うんですよ、休園している間も、またもとに戻すのに備えれば。

そこは、先ほど来あるように厳しい財政の中で解決していなくてはいけないと思ったときに、保護者のニーズがなくて、地域の子供の予測もつくわけですから、もう少しお話を進めて、もう廃園という形に持っていけないもんだらうかなというふうにちょっと思うんですけども、その辺のお考えはいかがなもんですかね。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） ただいま堀委員おっしゃるように、私どもが9月の段階では廃園というようなことで話を確かにしてたかと思えます。ただ、そちらにつきましては、今後、地域審議会等の御意見も一応聞かせてほしいということで、話は終わってたような状況でございます。

11月にその地域審議会——泉の地域審議会でございますけども、そちらのほうに栗木の今後の方向性につきましてということで、御説明申し上げたんですけども、確かに今の子供さんの状況からいきますと、下岳保育園、若干離れてはおりますけども、そちらのほうでの対応が十分可能になるんじゃないかなというふうな予想は立ててるところでございます。

ですが、今回当初7名だったところが、途中の話の中で3名抜けられて4名ということで、4名になりますと、先ほどの計画の中でも当然統廃合——廃園を検討せにゃいかぬという形に急遽なったというところもございまして、今後の地域の子供さんの状況、最近ちょっとおなかの大きい方とかいらっしゃいますので、その辺の動向とかも当然見なきゃいけないなということで、とりあえずは1年間あたりは様子を見たいというふうなところで休園というふうにしたところです。

確かに休園しますと、後もとに戻すのに特に保育園の場合は給食設備がありますので、そちらが十分懸念材料として出てまいりますので、長くは休園というのは非常に難しいというふうに考えておりますので、当面1年間様子を見た中で、また地域の中では当然廃園を含めたところでの話し合いを進めてはいきたいというふうには思っております。

○委員長（中村和美君） 堀委員、いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） ちょっといいですか。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） 栗木から下岳に通う

のは何かスクールバスとは言わぬとかな、学校じゃなかけん。何か――。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。

○委員長（中村和美君） 松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。一応栗木保育園につきまして、廃園とかの話をするときに、そういった送迎の方法につきましても確かに話がいろいろ出てまいりました。小さい子供さんの場合は、介助者が必ずいなきゃいけないというのがありますし、あと時間帯が家庭で違うもんですから、ある一定の時間に送るというのは非常に難しいというところもあるもんですから、そういったバスでの要は園児バスというのがよくありますけども、そちらのほうではどうだろうということで話をしまして、一応そちらのほうに送迎についてはもう個人でしていただくというところで一応話はまとまったところです。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。はい、ほかありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 北新地保育園の民営化のスケジュールの中で、第3回移管法人選定委員会の部分で、来年の3月じゃなくて、これは27年の3月ですね、第3回の委員会があって受託法人の選定を行うと（発言する者あり）決定を行うということですよ。ここにおいては、土地は鑑定価格、そして建物は無償譲渡というふうな話でございましたけども、また無償譲渡かというふうな話になってですね、そこについては何らかの、例えば、100万でも200万でも有償譲渡というのはできないものかという部分があるんですけども、その無償譲渡を考えていらっしゃるその背景についてはどんなものがあるのか、ちょっと教えていただいていいですか。

老朽化という話だけはお聞きしましたがけども。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。無償譲渡、午前中の保寿寮に続いてという話だと思います。基本的にはこちらのほうも社会福祉法人の経営を、基本的には考えておりますけれども、ただ学校法人も応募可能だということでございます。

こちらにつきましては、先ほどの補助金返還についてはまだ残ってはおります。ちなみに、建物の鑑定価格でございますが、約1000万程度でございました。それをもとに国・県へ返還する補助金がどのくらいかといいますと、約550万、市のほうは450万弱いう話になります。これを売りますと、当然買われたところは約1000万程度の負担が出てくるという形になるわけでございます。

私どもが今回、無償というふうに判断しました理由としましては、まず1つは現在の施設の中である程度撤去していただくものがあるということ、焼却炉等があるんですけども、そちらについては全て今回買われたところでの撤去費用をお願いしてるというのがあります。また、現在のところ給水管というのが私有地を横断した形で保育園の中に入ったところになってますので、今後、私有地をほかのものに使うだとか、他へ売却するだとかした場合にはそういった給水施設のつけかえも一応買われた事業所さんが負担するというふうな条項をつけるというふうにはしておりますので、そういったことを考えますと、今後、老朽化施設、手を入れなきゃいかぬということで1000万を負担してもらうより

も、その分軽減をしてやることによって、子供たちが安全・安心なですね、施設環境になることを望むというところから、私どもとしてはこの450万につきましては無償譲渡でいいんじゃないだろうかというふうに現在予定をしてるところでございます。

○委員（堀口 晃君） わかりました。委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） そこで——今の内容はわかりましたけども、保寿寮の場合については、渡しをするときには1300万ぐらいの建てかえというか修理をするという状況の予算が入ってたかと思えますね。今回、この無償譲渡するに当たっては、今壊れたりとか、あるいは老朽化したところについて補修なりとか、いろんな部分があるかと思うんですけど、その辺についての予算措置費なんかは平成26年度にはされる予定はあるんですか。

○こども未来課長（松村 浩君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。一応現在の施設について大幅に手を加えなければいけないという状況ではございませんので、通常の範囲内での、要は、危険箇所が出てきた場合にはその部分を補修するという程度で、特に何かをするということでは現在想定はいたしておりません。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。ないようであれば——なければ、八代市公立保育所のあり方について、終了いたします。

・保健・福祉に関する諸問題の調査（子ども・子育て支援事業計画策定について）

○委員長（中村和美君） 次に、子ども・子育て支援事業計画策定について説明願います。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。資料は同じ資料の7ページからでございます。この子ども・子育て支援事業計画につきましては、文教福祉委員の皆様の土曜日の意見交換のときにですね、行かれた方につきましては、この辺の話をいっぱい聞かれたんだと思っております。一応こちらにつきまして御説明を申し上げたいと思います。まず、実施に向けてということで大まかなスケジュールのほうをこちらのほうに書かせていただいております。

皆様御案内のとおり、社会保障と税の一体改革の一環として、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立をいたしております。これらの法律に基づき、平成25年、26年の2カ年で子ども・子育て支援事業計画を全国の自治体が策定するところになっており、その計画に基づいた事業実施が平成27年の4月から実施されるということになっております。

そこで、この子ども・子育て関連3法とはということで、下のほうに3つ一応四角で囲んでおりますけども、まず1つが子ども・子育て支援法ということで、施設型給付や地域型保育給付の創設、地域子ども・子育て支援の充実などがうたわれております。

次に2つ目が認定こども園法の一部改正法ということで、認定こども園の充実や幼保連

携型認定こども園の認可・指導監督を一本化というふうな内容でございます。最後の3つ目につきましては、関連する法律の整備をそれぞれ行っているところでございます。

次に、この子ども・子育て関連3法の趣旨とポイントを御説明したいと思います。

趣旨のところに記載していますように、急速な少子化の進行や待機児童の問題などの現状から、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととなっております。

そのポイントとしては4つ上げてございまして、1つ目は認定子ども園制度の改善でございます。国としましては、幼稚園機能と保育所機能を兼ね合わせた認定こども園を今後推進していくことといたしておりますので、特に幼保連携型認定こども園につきまして、現在は認定や指導監査を幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省が行っておりますことから、内閣府にその権限を一本化し、簡素化を図るということにしております。2つ目は新たな給付制度の施設型給付でございます。これまで認定こども園、幼稚園、保育所への運営経費などはそれぞれの制度に基づいて給付を行ってきましたが、新制度では1つの制度のもとで給付するようにしております。特に私立幼稚園につきましては、これまで県が給付を行っていましたが、市町村が給付をするように変更になるところです。3つ目は、同じく地域型保育給付の創設でございまして、利用定員が19人以下の小規模施設や5人以下の家庭的保育などを対象として、主に待機児童解消に向けた多様な施設として新たな給付制度を設けるというふうにしたところでございます。4つ目が地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実として、

利用者支援や地域子育て支援拠点、地域子ども・子育て支援事業を検討することとなっております。

詳しくはまた次のページをごらんいただければわかりいただくかと思えます。8ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援法に基づく給付事業と市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージを示してありますけれども、まず一番上のところには、現在の子育て家庭の状況やどれだけの利用希望があるかの需要を把握するために、ニーズ調査をアンケート方式で実施することといたしております。このアンケート調査では、現在の施設の状況やサービスの利用状況あるいは今後の利用規模を調査することとなっております。このアンケート調査の本市の方法につきましては、後ほど御説明を申し上げます。

このアンケート結果をもとに、量の見込みやその確保策を記載した子ども・子育て支援計画を子ども・子育て会議で審議をいただきながら策定していくこととなっております。また、策定しました計画に基づき、量の見込みに対して不足しているものにつきましては、年次計画により計画的な整備を行い、施設等への給付や地域子ども・子育て支援事業を実施していくことになります。地域子ども・子育て支援事業につきましては、この括弧の中に掲げてある事業がその主なものとなっております。

次に、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する基本的事項につきまして書いております。

四角の1番目ですけれども、教育や保育の提供区域を設定するというふうになっております。これは、保育所とか幼稚園とかの数がある区域を決めて、その中にどれだけ整備していくかというふうなことでの区域の設定に

なります。

次、四角の2番目、幼児期の学校教育・保育、いわゆる幼稚園や保育所、認定こども園の量の見込みや量に対する提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっております。

四角の3番目、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや量に対する提供体制の確保、また実施時期等を定めるようになってます。

四角の4番目、幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に対する体制の確保ということで、認定こども園の普及に関することなどを記載するというふうになってるところでございます。

なお、この計画はおおむね平成26年8月未までに案を作成することとなっているところです。

以上が、国が示している内容を非常に簡単にまとめたところでございます。

それで、先ほど申し上げました、本市が行いますアンケート調査につきまして御説明をしたいと思います。

9ページにその資料のほうを載せております。まず、調査の目的としましては、今回の計画を策定するためのニーズ調査を行うというところでございます。調査対象でございますけれども、就学前児童と小学生児童、主に小学校1年生から小学校3年生までを対象として、対象となる施設、事業については右側のほうにそれぞれ記載しているとおりでございます。

調査方法につきましては、(3)のほうに書いておりますけれども、①として、就学前児童を持つ保護者を対象に4000票――要は4000世帯にアンケート調査を行うというふうにしています。また、②として、小学生児童を持つ保護者につきましては、学校を通じ

まして、放課後児童クラブの利用状況等簡易なアンケート調査を実施するように考えているところでございます。

なお、調査時期につきましては、年明けました1月に2週間程度期間をとりたいというふうに考えております。また、調査票でございますが、調査票につきましては、未就学児につきましては、国が示しました調査票を一部変更して実施することとしておりまして、その内容につきましては、先ほど申しましたように、子ども・子育て会議において、内容については了承いただいたところでございます。

次に、今後のスケジュールを記載いたしております。

10ページと11ページのほうに記載をいたしております。

まず、10ページのほうでございますが、平成25年11月の欄のところに、ちょうどその右側に第2回の子ども・子育て会議を11月13日に開催をいたしており、そちらのほうにつきましてニーズ調査ということで、今回アンケート調査への協議を行っていただいたところでございます。今度は次の平成26年の2月の後半に第3回の子ども・子育て会議を開催し、アンケート調査結果を踏まえて、提供区域の設定や需要の見込みなどにつきまして御検討をいただくことといたしております。

また、11ページには平成26年度の予定を書かせていただいておりますが、子ども・子育て会議を5回開催する予定といたしており、先ほど申しましたように、平成26年の8月の第6回の会議におきまして、おおむねの計画案を作成することといたしております。

以上で説明を終わりますけれども、文教福祉委員会におきましても、区切りごとに計画

の策定状況につきましては随時報告していくように考えているところでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（中村和美君） 本件について何か質疑、意見等はありませんか。

○委員（橋本隆一君） 済みません。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。ちょっと確認ですが、認定こども園の設置になった場合に職員の資格等に関してはどのような資格、今までは幼稚園だったら幼稚園教諭資格とか、保育所だったら保育士だったんですが、どちらを優先か、つまり両方ともいいのかなということですけど。

○委員長（中村和美君） はい、いいですか、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） はい。基本的には両方の資格が必要だということでしょうけども、現在、保育園と幼稚園ではやっぱりちょっと資格が違うということで、保育園の方については簡易な講習を受けることで幼稚園教諭の免許を与えるっていう制度を現在、国のほうはやっておりますので、基本的には幼稚園の資格も要るんだというふうに認識しております。ですから、幼稚園と保育園の両方がやっぱり必要になってくるんだというふうに考えております。

○委員長（中村和美君） はい。ほかありませんか。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。今回の制度につきましては、国のほうも省庁を、内閣府に新たな機関を設けるということで、全国の自治体を見ますと、窓口を総合窓口ということで教育委員会の部署、福祉の部署を1つにしているところも間々見受けられますけれど

も、八代市は今後この点について組織内の充実といいますか、どのような方向をお考えか、今現在でお答えいただける分がありましたら、お願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） その点につきまして、今現在、教育委員会とも協議しておりますし、人財——組織担当の課とも協議して、今後その窓口を一本化するということでは、そういった方向は決まっております。はい。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。次の質問になって恐縮なんですけど、一本化した場合、それは市長部局になる公算でしょうか。（笑声）

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） そのような方向になるのではないかと思っております。

○委員（西濱和博君） ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） はい、いいですか。

○委員（西濱和博君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ちょっとだけ。将来的にですね、国の方向性として、今回こういうふうな形で3法をつくっていかれると思うんですけど、将来的にその認定こども園というのをどんどん、どんどんふやしていくというその方向性に行くのかどうかというふうな

ところについて、何か情報があれば教えていただければと思うんですが。

○こども未来課長（松村 浩君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、松村こども未来課長。

○こども未来課長（松村 浩君） 国が示しております今回の法律といいますか、こちらで行きますと、基本的には認定こども園のほうに国としては進めていきたいと。ただし、これにつきましては、前の段階のときに幼稚園からの大幅な反発等がありましたので、当分は現行の幼稚園、現行の保育所、それと認定こども園の3本立てで基本的には当面進むと。ですが、今後の子供の状況等と、あとはやっぱり保育園は保育要件ちゅうのが必要になってまいります。幼稚園はその辺がないというところから行くと、全ての子供さんが同じところへ行けるような形ということであれば、やっぱり認定こども園という方向への国の方向性はあるというふうに私は考えております。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。ほかありませんか。——ほかになれば、子ども・子育て支援事業計画策定についてを終了いたします。ありがとうございました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

・保健・福祉に関する諸問題の調査（八代地域療育推進事業について）

○委員長（中村和美君） 次に、八代地域療育推進事業について説明願います。蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はつらつ健康課の蒲生です。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） お手元の資料はA4、1枚のほうをお渡ししております。こちら参考資料として御参照ください。

本市が、昭和52年から八代市社会福祉事業団に委託して実施しております八代市地域療育推進事業の一事業であります障害児通所支援事業を、平成26年3月末をもって、市としての実施を終了いたしたいと考えているところでございます。この事業は、障害児に対し、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの療育を行うことを目的に、西松江城町にあります八代市総合福祉センター内ののぞみ母子センターにおいて実施し、本市の障害児療育の中心的な役割を担ってまいりました。

しかしながら、現在では、国の障害児支援強化の方針を受け、本市にも10カ所の民間事業者が参入し、療育環境の拡充が図られてきているところであります。このような状況から、民間でできるものは民間でという行政改革の流れから、市がみずから実施する必要性が薄れてきている事業であるという判断に至ったところでございます。

そこで、平成26年4月からは、八代市社会福祉事業団が、一民間事業所として総合福祉センターの一部を借用し、これまでの事業をそのまま継続していくことができるよう、準備を進めてるところでございます。

また、事業団が、民間として独自のやり方で送迎サービスや保育所等訪問支援などの事業を取り入れて拡大していくことで、これまで以上に独自の障害児療育を充実していくことが可能と思われます。

今後の動きとしましては、事業団理事会での承認後、保護者への説明や県への事業所としての指定申請、関係例規の改正等を進めてまいります。また今後、3月議会におきまして、最終報告をいたしたいと考えております。

まずは現段階までの状況の御報告といたしま

す。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい。本件について何か質疑、意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なし。よろしいですか。なければ、八代地域療育推進事業について終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。

そのほか当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

しばらく小会します。

（午後3時37分 小会）

（午後3時43分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

最後に、当委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、平成26年2月12日から14日までの3日間、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査のため、大阪府池田市、豊中市及び守口市へ行政視察に参りたいと思います。このことについて、議長宛て派遣承認要求の手続きをとらせていただきたいと思います。これに御異議あ

りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

（午後3時44分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成25年12月10日

文教福祉委員会

委員長